

中学校における暴力行為事象への指導事例集

～ 組織的な対応をするために ～

平成24年10月

奈良県教育委員会

はじめに

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果における本県の暴力行為の発生状況については、減少傾向にあるものの依然として全国平均を上回っており、生徒指導上解決しなければならない課題であると捉えています。

県教育委員会では、平成21年6月に外部有識者等からなる「子どもの規範意識向上推進委員会」を立ち上げ、平成22年3月には、生徒指導に関する基本的な考え方と主な事象に対するマニュアルから構成された「小・中学校生徒指導ガイドライン」を作成し、公立小・中学校の全教員に配布して、活用いただいているところです。

しかしながら、暴力行為事象の発生状況を校種別にみると、中学校がかなりの割合を占めていることに加え、問題が複雑化・長期化する事象も少なくありません。そこで、この度「中学校における暴力行為事象への指導事例集～組織的な対応をするために～」を作成しました。

本事例集は、中学校で発生した暴力行為事象に対し組織的に対応した指導事例を50例掲載しています。それぞれの事例においては、「指導の経過」の部分で、組織的な対応の方法が時系列で記述されており、大いに参考になるものであると考えます。

各校においては、「小・中学校生徒指導ガイドライン」及び本事例集を効果的に活用し、全ての子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、暴力行為の減少に向けた取組を全ての教職員で一層推進していただきたいと思います。

最後になりましたが、本事例集を作成するにあたり、奈良県中学校生徒指導研究会に協力をいただくとともに、多数の先生方から貴重な事例を提供していただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

平成24年10月

奈良県教育委員会教育長
富岡 将人

目 次

はじめに

I	文部科学省調査における暴力行為の定義について	1
II	奈良県における暴力行為事象の発生状況について	2
III	組織的な生徒指導の第一歩（報告・連絡・相談）	3
IV	指導事例（指導事例について）	5
	事例1 対教師暴力（警察に被害届を提出したケース）	6
	事例2 対教師暴力（背景に児童虐待が疑われたケース）	7
	事例3 対教師暴力（保護者が自主的に学校を休ませたケース）	8
	事例4 対教師暴力（突発的な暴力行為に及んだケース）	9
	事例5 対教師暴力（教員が役割分担をして指導したケース）	10
	事例6 対教師暴力（部活動に入部させ指導したケース）	11
	事例7 対教師暴力（保護者との信頼関係を深めたケース）	12
	事例8 対教師暴力（面談を繰り返して約束を守らせたケース）	13
	事例9 対教師暴力（学校が毅然とした姿勢を示したケース）	14
	事例10 対教師暴力（児童自立支援施設に送致されたケース）	15
	事例11 生徒間暴力（2つの学年が連携して対応したケース）	16
	事例12 生徒間暴力（学級担任が不在の時に発生したケース）	17
	事例13 生徒間暴力（学校に不信感をもつ保護者のケース）	18
	事例14 生徒間暴力（試験観察の措置がとられたケース）	19
	事例15 生徒間暴力（発達障害と診断されている生徒のケース）	20
	事例16 生徒間暴力（保護者から学校に連絡があったケース）	21
	事例17 生徒間暴力（いじめであると判断して指導したケース）	22
	事例18 生徒間暴力（特別支援を要する生徒のケース）	23
	事例19 生徒間暴力（暴力の背景にいじめがあったケース）	24
	事例20 生徒間暴力（宿泊訓練先で暴力行為が発生したケース）	25
	事例21 生徒間暴力（校内で迅速な連携をして対応したケース）	26
	事例22 生徒間暴力（高等学校と連携して対応したケース）	27
	事例23 生徒間暴力（人権教育担当教員と連携したケース）	28
	事例24 生徒間暴力（ブログでのトラブルから発生したケース）	29
	事例25 生徒間暴力（休日の部活動で発生したケース）	30

事例26	対人暴力（小学校と連携して対応したケース）	．．．．．	31
事例27	対人暴力（複数の中学校の生徒が関係したケース）	．．．．．	32
事例28	対人暴力（他校生に暴力を振るったケース）	．．．．．	33
事例29	対人暴力（交友範囲の広い生徒に対応したケース）	．．．．．	34
事例30	対人暴力（小学生に暴力を振るったケース）	．．．．．	35
事例31	器物損壊（自校生徒によることが明らかなケース）	．．．．．	36
事例32	器物損壊（名前らしきものが書かれていたケース）	．．．．．	37
事例33	器物損壊（自傷行為が複合していたケース）	．．．．．	38
事例34	器物損壊（多くの生徒が関わっていたケース）	．．．．．	39
事例35	器物損壊（生徒からの情報により判明したケース）	．．．．．	40
事例36	器物損壊（家庭や警察と効果的な連携をしたケース）	．．．．．	41
事例37	器物損壊（生徒と教員が一緒に修理したケース）	．．．．．	42
事例38	器物損壊（生徒会による取組を推進したケース）	．．．．．	43
事例39	器物損壊（多くの関係機関と連携したケース）	．．．．．	44
事例40	器物損壊（生徒が自分の非を認めないケース）	．．．．．	45
事例41	未然防止（ストレス度チェックを活用したケース）	．．．．．	46
事例42	未然防止（教育相談により早期発見したケース）	．．．．．	47
事例43	未然防止（小さな取組を徹底して継続したケース）	．．．．．	48
事例44	未然防止（積極的な生徒指導を推進したケース）	．．．．．	49
事例45	未然防止（校内生徒指導体制を再点検したケース）	．．．．．	50
事例46	未然防止（幼少時に虐待を受けた生徒のケース）	．．．．．	51
事例47	未然防止（コミュニケーション能力を高めたケース）	．．．．．	52
事例48	未然防止（生徒や保護者と信頼関係を深めたケース）	．．．．．	53
事例49	未然防止（学校行事を多く取り入れたケース）	．．．．．	54
事例50	未然防止（生徒に目標をもたせる取組をしたケース）	．．．．．	55

V 参考資料

【参考資料1】	組織的に対応するためのチェックリスト	．．．．．	56
【参考資料2】	確かな「報・連・相」のために	．．．．．	57

I 文部科学省調査における暴力行為の定義について

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 における暴力行為の定義

暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、次の例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象とする。

○「対教師暴力」の例

- ・ 教師の胸ぐらをつかんだ
- ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った

○「生徒間暴力」の例

- ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒に対して暴行を加えた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした

○「対人暴力」の例

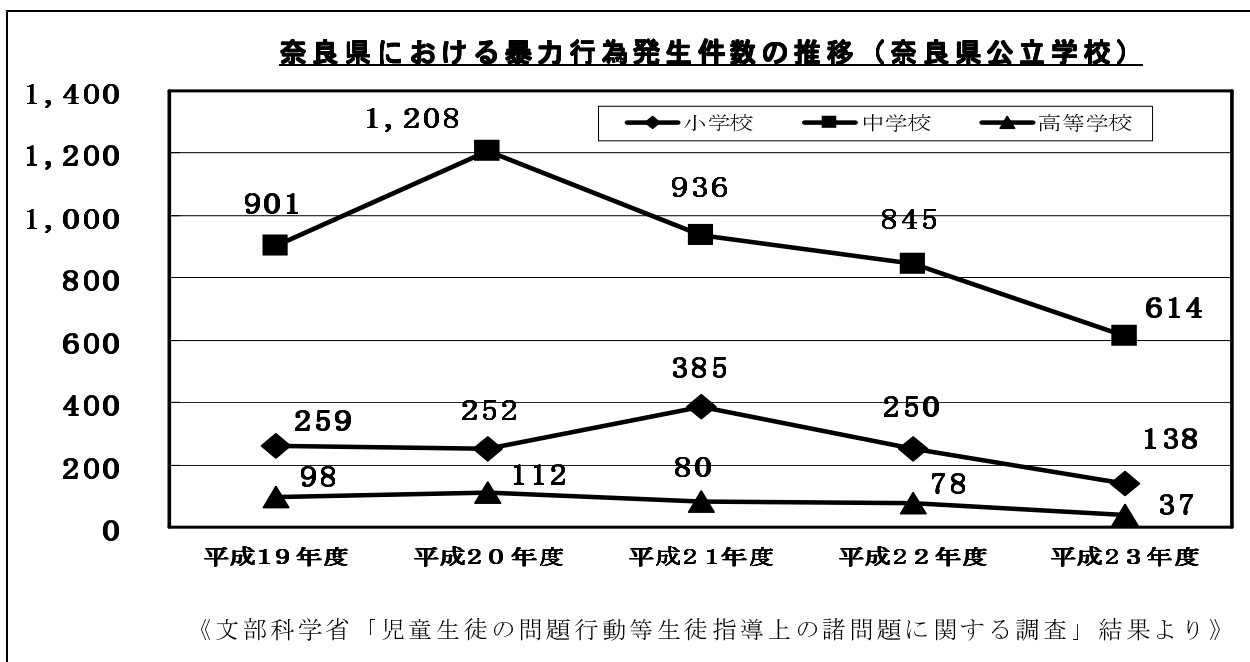
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、暴行を加えた
- ・ 金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた
- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした

○「器物損壊」の例

- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除用具等）を故意に壊した

※ 文部科学省 平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
－用語の解説 より

Ⅱ 奈良県における暴力行為事象の発生状況について



平成23年度、奈良県の小・中・高校生1,000人当たりの暴力行為発生件数は5.5件です。

奈良県の小・中・高校生1,000人当たりの暴力行為発生件数の推移

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
奈良県	7.9	10.1	9.2	7.6	5.5
全 国	3.7	4.2	4.3	4.3	4.0

《文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より》

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、本県における児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数は、ここ数年減少してはいるものの、依然として全国平均を上回っています。

奈良県内の公立中学校における暴力行為の形態別発生件数の推移

年 度	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	合 計
平成19年度	95	385	23	398	901
平成20年度	132	488	25	563	1,208
平成21年度	130	501	20	285	936
平成22年度	136	478	16	215	845
平成23年度	158	269	13	174	614

《文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より》

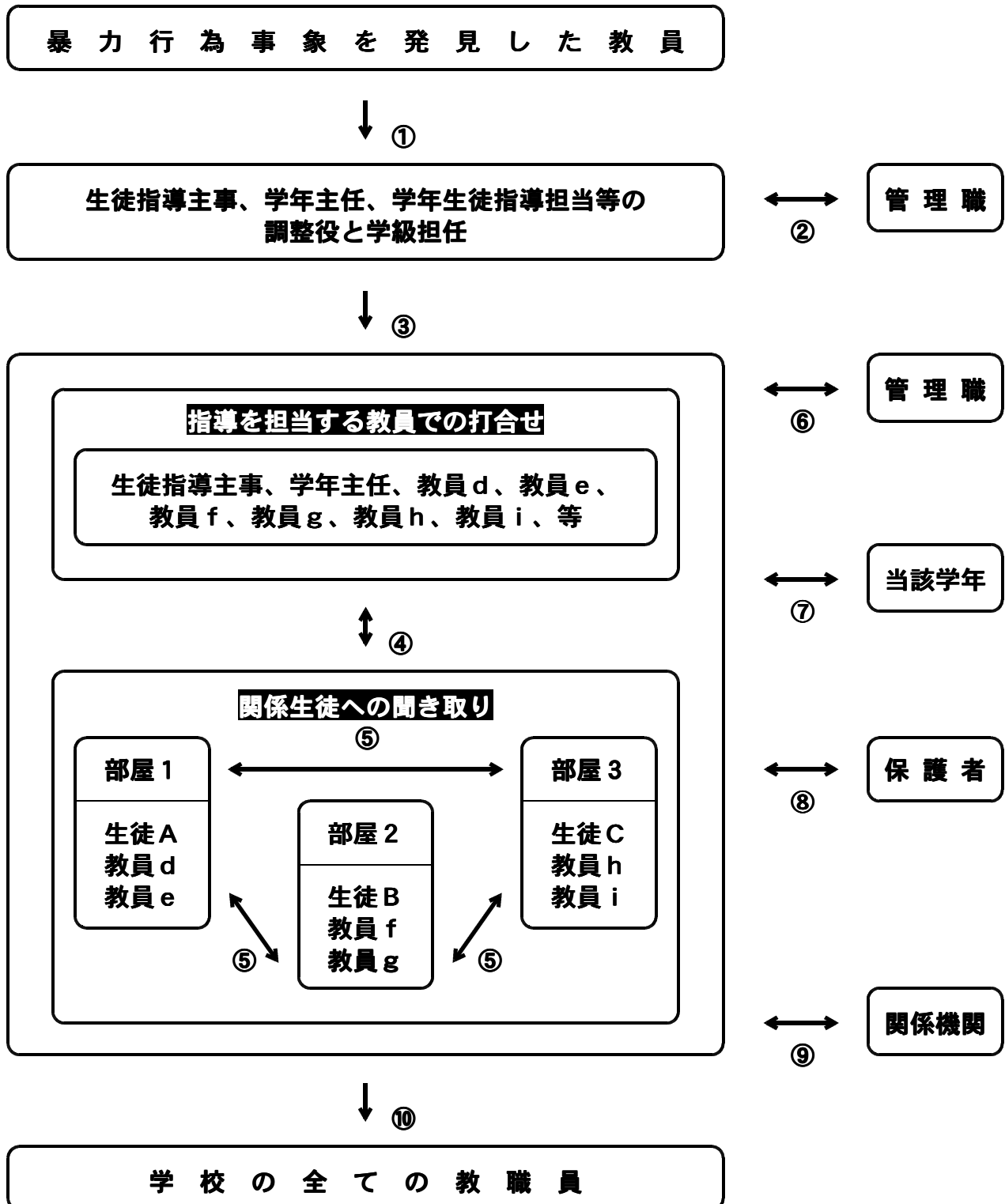
上の表のように、奈良県内の公立中学校における暴力行為発生件数も、ここ数年減少していますが、対教師暴力は増加しており憂慮すべき状況にあります。平成23年度調査において、対教師暴力が全体の26%、生徒間暴力が44%、対人暴力が2%、器物損壊が28%となっています。

Ⅲ 組織的な生徒指導の第一歩（報告・連絡・相談）

次の図は、暴力行為事象（関係する生徒が3名の場合）が発生した際の、報告・連絡・相談（ホウレンソウ）の流れを表しています。

これは、一例ですので、各校の実情に合わせて、報告・連絡・相談の流れを確立してください。また、報告・連絡・相談の順番は、校内の事情や事象の内容によって、適宜変更する必要があります。

報告・連絡・相談は、組織的対応の第一歩です。



矢印①について

- ・ 暴力行為事象を発見した教員は、速やかに生徒指導に関する調整役の教員（生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当等）及び学級担任に連絡します。

矢印②について

- ・ 調整役の教員は、暴力行為事象発生の第一報を即座に管理職へ伝え、指導方針について、指示を受けます。

矢印③について

- ・ 管理職へ第一報を伝え、対応の指示を受けた後、調整役の教員は速やかに指導を担当する教員（学年主任、学級担任、学年生徒指導担当、養護教諭等）を招集します。
- ・ 調整役の教員は、現段階で把握している情報を指導を担当する教員に伝え、指導方針について打合せをします。
- ・ 調整役の教員は、どの教員が、どの生徒に対して、どのような内容を、どの部屋で、どのぐらいの時間をかけて聞き取るのかを指示します。

矢印④について

- ・ 各生徒から聞き取った内容が一致するまで、打合せと聞き取りを繰り返します。

矢印⑤について

- ・ 関係生徒を指導している各部屋同士で、調整役の教員を配置して適時連絡を取り合うことも必要です。

矢印⑥について

- ・ 調整役の教員は、生徒への聞き取りを行っている間も、絶えず指導の経過を管理職に報告し、指示を受けます。

矢印⑦について

- ・ 速やかに、当該学年の全ての教員に対して、どのようなことが起きて、どのような指導をしているのかを報告します。

矢印⑧について

- ・ 指導の経過を見ながら、できるだけ早く、保護者に連絡をします。

矢印⑨について

- ・ 必要があれば、関係機関と連絡を取り合います。

矢印⑩について

- ・ 全ての教職員に報告をします。

IV 指導事例

《指導事例について》

- ・ 暴力行為事象と未然防止への組織的な取組について、50の事例を掲載しています。

対教師暴力	・・・・・・・・	10事例
生徒間暴力	・・・・・・・・	15事例
対人暴力	・・・・・・・・	5事例
器物損壊	・・・・・・・・	10事例
未然防止	・・・・・・・・	10事例

- ・ それぞれの事例は、指導の経過を時系列で記述しています。
- ・ 各生徒や各校の実情に合わせて、取り組む際の参考にしてください。

事例 1 対教師暴力 (警察に被害届を提出したケース)

【事例の概要】

- 3年男子生徒Aは、2年2学期より生活のリズムが崩れ始め、服装の乱れ、喫煙、器物損壊、対教師暴力を繰り返すようになった。
- その都度、生徒Aの保護者と連絡を取り合い協力を求めたが、保護者は、なかなか学校の指導方針を理解しなかった。同時に、学校は、警察や児童相談所との連携を進めてきた。
- 生徒Aは、3年になると一層問題行動がエスカレートし、1学期のある日、学級担任の指導に興奮し、学級担任の足を蹴って校外へ飛び出し、その後、棒きれを持って学校に戻り、職員室内で制止しようとした学級担任の腕を棒きれで殴った。

【指導の経過】

- ① 職員室内にいた教員数名が生徒Aを取り押さえ、部屋へ入れた。3年学年主任、3年生徒指導担当教員(2名)が、興奮が収まらない生徒Aに対応した。
- ② 学級担任はすぐに病院へ行き診察を受け、診断書を受けとった後、学校へ戻った。
- ③ 生徒Aの保護者にすぐに学校に来るよう連絡をしたが、仕事中有であることを理由に学校へは来なかった。
- ④ 学校長、教頭、生徒指導主事、3年学年主任及び学級担任が集まって、今後の対応を協議した。協議の結果、生徒Aは対教師暴力を繰り返していること、暴力の程度がエスカレートしていること、前回の指導の際、生徒Aと保護者に対して次に同じことをすれば警察に被害届を提出すると通告していることから、今回は、警察に被害届を提出することにした。
- ⑤ 放課後、緊急の職員会議を開いて、生徒指導主事が事件の内容を全ての教職員に説明し、被害届の提出を含めて今後の指導方針について説明した。また、被害届を提出した後も、学級担任一人に負担がかからないように、全ての教職員に協力を求めた。
- ⑥ 生徒指導主事、学級担任が警察署に出向き、被害届を提出した。
- ⑦ 生徒Aは、後日警察に逮捕され、少年鑑別所での観護措置を経て、審判の結果、保護観察処分となった。
- ⑧ 学校は、生徒Aが逮捕された後も家庭訪問を繰り返した結果、保護者との関係を少しずつ改善することができた。保護観察処分が決定した後、学校は保護司との連携を密にした。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒Aの暴力行為に関して、生徒指導主事と3年学年主任が中心になり、警察と半年以上連携してきたことが、今回の対応をスムーズにした。
- ◎ 被害届を提出した教員を孤立させず、全ての教職員で支援していくことが重要である。

事例 2 対教師暴力 (背景に児童虐待が疑われたケース)

【事例の概要】

- 5時間目の授業中、廊下に出ていた1年男子生徒Aに、巡回中の教員が教室に戻るよう指導したところ、突然、生徒Aがその教員の胸ぐらにつかみかかった。
- 母親との2人暮らしである生徒Aは、最近粗暴な言動が目立つようになってきた。学級担任が家庭訪問していたが、母親にはなかなか会えない状況であった。

【指導の経過】

- ① 隣の教室で授業をしていた教員が、生徒Aを引き離し部屋へ連れて行った。生徒Aは、部屋に入った後も、大声で怒鳴ったり机や椅子を蹴ったりした。
- ② 学級担任と1年生徒指導担当教員2名が部屋に入り、何とか生徒Aを落ち着かせて話を聞いたところ、生徒Aの母親が3日間帰宅しておらず、寂しさから暴力行為に及んだことを話し始めた。
- ③ 時間をかけて話を聞くと、生徒Aの母親はいくらかの現金を置いてはいたが、これまでも数回、何も言わずに家に帰らなかったことが分かり、学校は児童虐待の疑いをもった。そこで、暴力行為への指導と児童虐待への対応を、並行して行うことにした。
- ④ 生徒Aから家庭の状況を詳しく聞き取った後、暴力は許されるものではないことを指導すると、素直に反省し、胸ぐらをつかんだ教員に謝罪した。
- ⑤ 午後4時、学校は要保護児童地域対策協議会に、児童虐待の疑いがあるとして通告した。
- ⑥ 午後6時に、学級担任が生徒A宅に電話をすると、母親が出たので帰宅していることが確認され、すぐに来校するように求めた。
- ⑦ 来校した母親に対して、まず生徒Aが教員に暴力を振るったことを説明し、母親はその教員に謝罪した。
- ⑧ その後、母親に対して、学校長から、学校は児童虐待の疑いをもち、要保護児童地域対策協議会に通告したことを告げ、生活を見直すように話をした。その場には、教頭、生徒指導主事、1年学年主任が同席した。
- ⑨ 翌日の職員朝礼で、生徒指導主事が指導の経過を説明し、今後、要保護児童地域対策協議会と連携しながら、全ての教職員で生徒Aの様子を見守ること、複数で定期的に家庭訪問し母親の様子も確認することを共通理解した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 学校長の指示のもと、教職員間で適切に役割分担をしながら、指導を進めることができた。
- ◎ 生徒指導主事が、日常的に要保護児童地域対策協議会と密接に連携していたことが、スムーズな対応につながった。

事例3 対教師暴力 (保護者が自主的に学校を休ませたケース)

【事例の概要】

- 5時間目の授業中、教室内を立ち歩いていた2年男子生徒Aを指導した教科担任に対して、興奮して「さわるな。」等の暴言を浴びせて、教科担任の胸ぐらをつかみ突き飛ばした。その後、生徒Aはその場から立ち去った。
- 突き飛ばされた教科担任は、背中をガラスにぶつけ、ガラスが割れた。
- その後、生徒Aは、教室を飛び出した。生徒Aは、以前にも教員を突き飛ばすという対教師暴力をしている。

【指導の経過】

- ① ガラスが割れる音を聞いて、多数の教員が現場へ駆けつけた。そこで、生徒指導主事が指示し、生徒Aを捜す教員とガラスの片付けをする教員とに役割分担した。
- ② 生徒昇降口にいた生徒Aを見つけ部屋に入れたが、しばらくの間、興奮が収まらず話ができる状況ではなかった。
- ③ 学校長、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任、暴力を受けた教員が集まり、今後の対応を協議した。生徒Aの父親は、普段仕事のため帰りが遅く、これまで父親と話をすることができていなかったため、今回は父親の帰りを待って、両親を学校へ呼び、警察へ被害届を提出することも含めて話をすることにした。
- ④ 学級担任と2名の2年生徒指導担当教員が、引き続いて生徒Aを指導した。
- ⑤ 夜遅くになって生徒Aの両親が来校、生徒指導主事と学級担任が、今回の暴力事象とこれまでの生徒Aの様子を話した。これまでの生徒Aの様子について、父親は、母親から何も聞いておらず、大変驚いた様子であった。父親は、学校長と暴力を受けた教員に対して、何度も謝罪した。
- ⑥ その後、生徒Aを両親のいる部屋へ連れて行った。父親は、生徒Aを大変厳しく叱責し、暴力を受けた教員に対して謝罪させた。そして、父親は、「生徒Aを3日間休ませて、家庭で反省をさせたい。」と申し出て、生徒Aと共に帰宅した。
- ⑦ 生徒Aと両親が帰宅した後、2年担当教員が集まり、学校長と生徒指導主事が指導経過を説明し、学校を休む3日間、2年学年主任と学級担任、2年生徒指導担当教員が、生徒A宅を家庭訪問することを確認した。
- ⑧ 生徒Aは3日間家庭で反省し、次に登校した際、暴力を振るった教員に対して、校長室で再度謝罪をし、今後絶対に暴力を振るわないと約束をした。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ これまで会うことのできなかつた父親と話をすることができ、学校と家庭との連携をより深めることができた。
- ◎ 生徒Aが休んでいる3日間、家庭訪問をし、学力保障をしたことが、生徒Aと教員との信頼関係の構築に役立った。

事例4 対教師暴力 (突発的な暴力行為に及んだケース)

【事例の概要】

- 3年男子生徒Aが、昼休みに校庭でベルをうるさく鳴らしながら自転車を乗り回していたので、教員が注意したところ、生徒Aはこの教員に対して、「何や、文句あんのか。」と暴言を吐いた。
- その後も、指導に従わず暴言を繰り返した後、突発的に、この教員の顔を殴った。

【指導の経過】

- ① 生徒Aは普段から授業に入らず、3年担当教員を中心にして、常に関わりをもちながら人間関係の構築に努めてきた。そのため、普段、教員との関係は悪くなかった。とりわけ、暴力を受けた教員は、最も生徒Aと深く関わっており、生徒Aとの関係は非常に良かった。
- ② 生徒Aは、部屋に入れられた後も興奮が収まらず、さらに、部屋にいる教員に対して暴力を振るいそうな状況であったため、生徒指導主事が警察へ電話をして、現在の状況を説明し、助言を受けた。
- ③ 同時に、3年学年主任が保護者へ連絡をとり、すぐに来校するように求めた。
- ④ その間、学級担任、3年生徒指導担当教員と暴力を受けた教員が、生徒Aを落ち着かせて、時間をかけてゆっくり話を聞いた。
- ⑤ 少し落ち着いた生徒Aは涙を流しながら、家庭内での父子関係の悩みから、自暴自棄になっていたことを話した。普段は大きな信頼を寄せている教員に対して暴力を振るってしまったことに対して、深く反省し後悔している様子が見受けられた。
- ⑥ その後、来校した母親に、3年学年主任と学級担任が事実を報告し、生徒Aと母親が、暴力を受けた教員に対して謝罪した。
- ⑦ 生徒Aを別の部屋へ移し、母親に対して、生徒Aが父親との親子関係で悩んでいることや、自分が原因で、父母の関係が悪くなっていることを伝えた。また、今後同様のことがあった場合には、警察に被害届を提出することも含めて、厳しく対応することを伝え了解を得た。
- ⑧ 放課後、緊急の職員会議を開いて、学校長、生徒指導主事、3年学年主任から、指導経過について全ての教職員に報告がなされた。
- ⑨ 生徒指導主事が、警察に出向いて指導経過について報告をした。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ これまで、生徒Aに対しては、学級担任はもちろん、全ての3年担当教員が関わりをもち、誰もが話のできる関係を構築してきた。そのため、時間はかかったが、生徒Aが心を開き、自分の悩みを打ち明けることができた。
- ◎ 普段から、生徒指導主事を中心にして、関係機関ときめ細かな連携をしており、今回も警察から、様々な助言をしてもらうことができた。

事例5 対教師暴力（教員が役割分担をして指導したケース）

【事例の概要】

- 2年女子生徒Aが、学級担任の授業中、携帯電話を出してメールをしていた。その様子を見つけた学級担任が注意をして、携帯電話を預かろうとした際、生徒Aが興奮し暴言を浴びせかけた。
- 興奮している生徒Aを落ち着かせようと、学級担任がさらに指導したところ、生徒Aが突然学級担任の足を蹴った。
- 隣の教室で授業をしていた教員が、大声に気付いて駆けつけ、生徒Aを職員室へ連れて行った。

【指導の経過】

- ① 授業終了まで残り10分程度であり、足を蹴られた学級担任（病院へ行く程のけがではなかった）は、そのまま教室で授業を続けた。
- ② 生徒Aを別室に入れて、授業のなかった2年担当教員2名が指導を始めたが、興奮している状態が続いた。
- ③ 授業が終了してから、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任、副担任、2年生徒指導担当教員、養護教諭が集まって指導方針を協議した。
- ④ 協議の結果、まず2年生徒指導担当教員と副担任が暴力を振るったことについて、生徒Aに対して毅然とした態度で厳しく指導することを確認した。そして、生徒Aが普段から信頼を寄せている2年学年主任と養護教諭に交代し、学級担任の気持ちを理解させながら深い反省を促す指導をすることと、保護者に来校してもらうことを確認した。
- ⑤ 2年生徒指導担当教員と副担任が厳しく指導した後、2年学年主任（生徒Aの1年時の学級担任）と養護教諭（生徒Aが日頃からいろいろな相談をしている）が交代して指導を始めた。
- ⑥ 生徒Aは、朝母親と言い合いをし、登校後も友人とのもめ事があって、イライラしていたことを話した。そして、携帯電話を注意され、カッとなって突発的に足が出てしまったことを話した。
- ⑦ その後、生徒Aは自分の行為を深く反省し、B4用紙いっぱい反省文を書いた後、学級担任に対して謝罪した。
- ⑧ その日の夜、生徒Aを連れて両親が来校し、学校長、教頭、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任の前で、心から謝罪した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 2年生徒指導担当と副担任による厳しい指導の後、2年学年主任と養護教諭が入れ替わって、学級担任や厳しい指導をした教員の気持ちを代弁しながら、十分に時間をかけて話をし、生徒A自身から反省を引き出すことができた。校内の適切な役割分担が功を奏した。

事例 6 対教師暴力 (部活動に入部させ指導したケース)

【事例の概要】

- 2年男子生徒Aは、1年の時から粗暴な言動が目立ち始め、気に入らない生徒に訳もなく暴力を振るったり、教員に暴言を吐いたりするようになった。
- 生徒Aは、2年になっても、暴力的な言動がエスカレートするばかりであった。生徒Aは、指導に反抗して暴れ出し、それを制止しようとする教員に対して、胸ぐらをつかんだり、胸を押したり、足を蹴ったりするなどの対教師暴力に及ぶようになった。
- 対教師暴力への指導では、生徒Aは決まって、「先生が先につかんできたからや。」と言い訳をし、心から反省する様子は見られなかった。

【指導の経過】

- ① 生徒Aが問題行動を起こすたびに、校内生徒指導部会を開いて、生徒Aの身勝手な振る舞いに対する対応方法を協議してきたが、効果的な指導方法を見い出せないままであった。生徒Aの暴力行為に対して、学校として強い毅然とした指導をすることができない状態であった。
- ② 生徒Aの保護者も、対教師暴力に対して「先生に悪いことをした。」と謝罪はするが、生徒Aに対して指導をすることはできなかった。学級担任だけでなく、2年担当教員が繰り返し家庭訪問し、保護者との人間関係の構築に努めた。
- ③ 生徒Aに効果的な指導をすることができないまま、2年の夏休みを迎えた。校内生徒指導部会で、生徒Aが何か打ち込むことのできるものはないかと協議した。
- ④ 生徒Aは小学校時代、地域の少年野球チームに所属し活躍していたことから、生徒Aに野球部に入部するよう話してみるようになった。
- ⑤ 8月末、学級担任と野球部顧問が生徒A宅を訪問し、生徒Aに2学期から野球部に入って、もう一度野球に打ち込むように話をした。生徒Aは野球部に入部することに同意した。
- ⑥ 再度、校内生徒指導部会を開いて、生徒Aが野球部に入部した後の対応を協議した結果、2年担当教員が中心となり、普段の練習の時に野球部顧問と一緒にグラウンドで生徒Aの様子を見たり、対外試合の時にも一緒に引率をして、野球部顧問を全校体制で支援することを確認した。
- ⑦ 2学期から、生徒Aは野球部の練習に参加し、生徒Aなりに野球に打ち込む姿勢を見せた。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒Aが野球部に入部して以降、暴力的な問題行動がなくなったわけではなかったが、多くの教員が野球部の活動に関わることで、徐々に生徒Aとの人間関係が作られたことが大きな収穫であった。
- ◎ 特に、野球部顧問は生徒Aと信頼関係を構築することができ、生徒Aの問題行動に対して、毅然とした指導をすることができるようになった。

事例7 対教師暴力（保護者との信頼関係を深めたケース）

【事例の概要】

- 入学して間もない授業中、1年女子生徒Aが配布されたプリントをちぎって、教室の床にまき散らしていた。それを見つけた教科担任の指導に反抗し、もみ合う中でその教員の足を蹴った。
- 生徒Aは、小学校時代から暴力行為を繰り返しており、生徒Aの母親も、学校の指導に理解を示さないでいた。

【指導の経過】

- ① 巡回中の教員3名が気づいて、生徒Aを制止し部屋へ連れて行った。1年学年主任と1年生徒指導担当教員で事情を聞いたが、生徒Aは「先生が先につかんできたからや。自分は悪くない。」と言い張るばかりであった。
- ② 1年担当教員が手分けして、学級の生徒から聞き取った結果、生徒Aが指導に従わず、一方的に教員に暴力を振るったことが分かった。その後、学級担任も加わって、生徒Aに話をしたが、謝罪をするどころか自分の非を認めない状況が続いた。
- ③ 生徒Aを指導する一方で、学級担任が母親に来校を求めたが、母親は「先生の指導の仕方が悪いんやろ。」と言って、来校には応じなかった。
- ④ その日は、1年学年主任、学級担任、1年生徒指導担当教員が生徒Aを家まで送り、その時に母親に会って指導をすることになったが、母親は玄関先にも現れないままであった。
- ⑤ 母親と会えるまで家庭訪問を繰り返すことを確認し、生徒指導主事、1年学年主任、学級担任、1年生徒指導担当教員、人権教育推進教員が交代で放課後に生徒A宅を家庭訪問する日が続いた。
- ⑥ 初めのうちは手紙を置いてくるだけであったが、2週間ほど経って、やっと母親に会うことができ、翌日、再度家庭訪問する約束をした。翌日は、1年学年主任と学級担任が家に上がり、部屋の中で話をすることができた。母親は自分の生い立ちを語り、学校や教員に対し不信感を抱いていたことを語った。
- ⑦ 次の日の家庭訪問には、足を蹴られた教員も同行し、母親はその教員に謝罪した。母親と信頼関係が深まるにつれて、生徒Aとの関係も徐々に良くなっていった。それ以降も家庭訪問を続け、母親との信頼関係を深めることに努めた。
- ⑧ 家庭訪問の様子について、毎日全ての教職員間で情報共有をした。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 学級担任一人に対応を任せるのではなく、全ての教職員間で情報共有しながら、全校体制で家庭訪問を粘り強く繰り返したことが、母親との信頼関係の構築につながった。
- ◎ 生徒Aが頑張ったことを報告するために家庭訪問をしたこともあり、母親との信頼関係の構築に大変効果的であった。

事例8 対教師暴力（面談を繰り返して約束を守らせたケース）

【事例の概要】

- 4時間目終了後の休み時間に、上靴のまま学校外へ出ようとした3年男子生徒Aに、近くにいた教員が指導したが従わなかった。
- 生徒Aは興奮し、教員の胸ぐらをつかんだ。教員がその手を離そうとすると、生徒Aはその教員の肩を殴った。

【指導の経過】

- ① 興奮する生徒Aを部屋に入れて、2名の3年担当教員が落ち着かせようとした。同時に、学校長、生徒指導主事、3年学年主任に連絡し、関係する教員が集まり、今後の指導方針について打ち合せをした。
- ② 暴力を受けた教員は、養護教諭が付き添い、病院へ行き診断書をとった。
- ③ 昼休みに、全ての教職員が集まり、学校長と生徒指導主事が事象の内容と指導方針について説明した。
- ④ 3年学年主任と3年生徒指導担当教員が入れ替わって、生徒Aに話をし、生徒Aは暴力を振るったことを認めた。
- ⑤ 生徒Aの学級担任が保護者に連絡し、来校を求めた。生徒Aは教室に戻さず、保護者が来校するまで、3年担当教員がじっくり話をし、今後の学校生活について、いくつかの約束をし、その約束を原稿用紙に書かせた。また、翌日から毎日、放課後に、生徒Aが職員室へ来て、3年担当教員とその約束が守れたかどうかを面談して話をすることになった。
- ⑥ 放課後、生徒Aの保護者が来校、生徒指導主事、3年学年主任、学級担任が対応した。保護者の前で、再度生徒Aに事実確認をして、生徒Aと保護者は暴力を振るった教員に対して謝罪した。また、保護者に対しても、生徒Aがした約束の内容を伝えた。
- ⑦ 生徒Aと保護者が下校した後、再度全ての教職員が集まり、生徒指導主事が指導経過を報告した。続いて、3年学年主任が、生徒Aがした約束の内容と今後の対応について話をした。
- ⑧ 翌日から1か月間、生徒Aとの面談を続け、約束が守れたかどうか話をした。そして、その面談内容を、学級担任が毎日生徒Aの保護者に連絡した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒から連絡を受け、すぐに多くの教員が現場に駆けつけたので、興奮する生徒Aを部屋に連れて行くことができた。
- ◎ 3年担当教員が、生徒Aと毎日面談を続けることが、生徒Aとの人間関係の再構築に役立った。
- ◎ 全ての教職員が同じ問題意識をもつことで、暴力を受けた教員を全ての教職員で支えることができた。

事例9 対教師暴力 (学校が毅然とした姿勢を示したケース)

【事例の概要】

- 6時間目、体育館で学校行事のリハーサルをしていたところ、3年男子生徒Aが乱入し、マイクを使って大声で叫ぶなどの妨害行為を行った。
- 目に余る行動を止めるため体育館の外へ連れ出そうとした教員に腹を立てた生徒Aは、教員の胸ぐらをつかんだ。
- その後、さらにその教員を職員室まで追いかけ、その場にあったほうきで教員の足を殴る暴力行為を行った。

【指導の経過】

- ① 生徒指導主事が教頭に連絡し、教頭が他県へ出張中の学校長に連絡した。
- ② 学級担任と3年学年主任が生徒Aに対し事情を聞き取り、指導を行うが「俺は悪くない。」の一点張りで、反省を促すことができないまま、生徒Aは部屋を出て勝手に下校した。
- ③ 午後3時頃、学級担任が母親に連絡し、事情を話し来校を求めたが、母親は仕事を理由に来校できないと返答した。
- ④ 生徒指導主事が、暴力を受けた教員から話を聞き、その後、暴力を受けた教員は病院で診察を受けた。
- ⑤ 教頭、生徒指導主事、3年担当教員で指導方針を打ち合せ、この後生徒Aの帰宅を確認次第、3年学年主任、学級担任、3年生徒指導担当教員が家庭訪問し指導すること、翌日母親と生徒Aを学校で再度指導すること、警察と連携することを確認した。
- ⑥ 生徒指導主事が警察へ出向き相談する一方で、3年担当教員で手分けして生徒Aを捜した。生徒Aの帰宅を確認し、3名の教員で家庭訪問し厳しく指導した結果、生徒Aは深く反省し、翌朝登校後、暴力を振るった教員に謝罪すると約束した。
- ⑦ 翌朝、生徒Aと母親が来校し、謝罪した。今後二度と暴力を振るわないことを約束させ、イライラして落ち着かない時は、母親に来校してもらうことも約束した。また、学校長から母親に対し、今後、暴力行為があったときは警察に被害届を提出することを告げた。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒Aは指導中、勝手に学校を飛び出したが、その日のうちに家庭訪問し指導することができ、生徒Aに自分がしたことの重大性を気付かせることができた。
- ◎ 管理職も含め、学年間での報告・連絡・相談がスムーズに行われ、学校全体として指導体制が組織化されていたので、迅速な対応をすることができた。
- ◎ 次に同じことをした場合の、学校としての方針を明確にし、学校長から生徒Aと保護者にはっきりと伝えたことが生徒Aの反省と謝罪につながり、また再発防止にもつながった。

事例10 対教師暴力 (児童自立支援施設に送致されたケース)

【事例の概要】

- 1時間目が始まる前、3年生男子生徒Aを含む3名の生徒が校舎1階におり、ドアを蹴るような音がしたので、2階にいた3人の教員が様子を見に行った。
- 生徒Aは教員が自分に近寄ることを激しく拒否し、履いていたスリッパを教員に投げつけた。
- 興奮した生徒Aを部屋に連れて行こうとした教員の手が、生徒Aの携帯電話に触れたことにさらに興奮し、生徒Aはその教員の足を数回蹴り、制止を振り切って、そのまま帰宅した。

【指導の経過】

- ① 生徒Aは、以前にも暴力事件を起こしており、保護観察中であった。また、無断外泊を繰り返し、生徒Aの母親も、家庭でどのように指導したらいいのか分からない状態であった。
- ② これまで、学校は、生徒指導主事、3年学年主任、学級担任を中心にして、絶えず母親と連絡を取りながら対応しており、母親から施設へ入所させることが生徒Aにとって最も良いのではと相談されているところであった。
- ③ 来校した生徒Aの母親は、申し訳ないと謝罪をするばかりであり、生徒Aの将来を考えて、警察に被害届を出してほしいと訴えた。
- ④ 暴力を受けた教員、学校長、生徒指導主事、3年学年主任と学級担任が協議をして、警察に被害届を提出した。以前から、生徒指導主事を中心にして、生徒Aについて、警察や児童相談所と連携をしていた。
- ⑤ その後、生徒Aは逮捕され、少年鑑別所で観護措置がとられた後、審判が開かれ、児童自立支援施設送致となった。
- ⑥ 児童自立支援施設へ入った後も、学校は、生徒Aの母親と連絡を取り合い、時には一緒に面会に出向いた。
- ⑦ また、生徒指導主事が窓口になり、児童自立支援施設との連携を密にして、生徒Aへの指導を継続した。特に、進路の決定に際しては、母親と共に生徒Aとの面談を重ねた結果、生徒Aは希望する県内公立高等学校に合格した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 指導の困難な生徒に対しては、常に全校体制で取り組むことの意味統一がなされており、今回の対応についても、素早く校内での共通理解が図られた。
- ◎ 学級担任を中心に、常日頃より家庭訪問をすることを心がけ、生徒や保護者との信頼関係が構築されており、生徒Aの母親も学校に対して非常に協力的であった。
- ◎ 生徒指導主事が、様々な関係機関と良好な連携を保っていたことが、今回のスムーズな対応につながった。

事例11 生徒間暴力 (2つの学年が連携して対応したケース)

【事例の概要】

- 2時間目終了後の休み時間に2年教室前廊下で、3年男子生徒A、Bが、2年男子生徒Cに対して暴力を振るった。
- 校内を巡回していた教員2人が止めに入ると同時に、近くにいた生徒を職員室に向かわせ応援を要請した。
- 知らせを聞いた多くの教員が駆けつけ、関係生徒を引き離し別室に連れて行った。

【指導の経過】

- ① 管理職に報告後、教頭、生徒指導主事、それぞれの学年主任と学級担任、それぞれの学年の生徒指導担当教員が指導方針について協議した。
- ② 2年と3年の時間割担当教員に連絡して、指導をする教員の3時間目以降の授業を調整し、指導体制を整えた。
- ③ 事情を聞いたところ、次のことが判明した。「3年の生徒Aと生徒B、けんか弱いくせに偉そうにしてる。」と生徒Cが言っているのを、同じ学級の生徒Dが聞き、生徒Aに告げ口した。生徒Aと生徒Bが生徒Cに確認した際、生徒Cの態度が気に入らないということから暴力に至った。
- ④ 生徒Aと生徒Bに対して、いかなる理由があっても問題解決の手段として、暴力を使うことは決して許されないことを指導し、悪口を言った生徒Cと告げ口をした生徒Dに対しても指導した。
- ⑤ その後、暴力を振るったことと、悪口を言ったことに対して、双方が謝罪した。
- ⑥ 学級担任と2年学年主任が生徒C宅を家庭訪問し、保護者に対して、指導内容の報告と今後の指導方針について説明した。生徒Dの保護者には、電話で事情説明した。
- ⑦ 生徒C宅の家庭訪問が終わるのを待って、生徒A宅と生徒B宅を3年の教員が複数で家庭訪問し、指導内容の報告と今後の指導方針について説明した。
- ⑧ 生徒Aと生徒Bの保護者が、生徒C宅へ謝罪のための訪問を望んだので、生徒Cの保護者の了解を得た上で、生徒Aとその保護者、生徒Bとその保護者、3年学年主任、学級担任が生徒C宅を訪問し謝罪した。
- ⑨ 翌日の職員朝礼で、生徒指導主事が全ての教職員に対して報告し、再発防止に向けた取組の徹底について確認した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 日常的に教員が廊下などを巡回指導していることから、生徒間の暴力行為をいち早く発見することができた。さらに、連絡を受けた職員室の教員も走って現場に駆けつけ、関係生徒を引き離したことが、暴力を最小限に食い止めた。
- ◎ 学年間の連携がスムーズであったため、早期に解決することができた。

事例12 生徒間暴力 (学級担任が不在の時に発生したケース)

【事例の概要】

- 昼休み、3年男子生徒Aが、同じ学級の男子生徒Bの背中をいきなり蹴ったことから言い合いになり、殴り合いのけんかになった。
- 3年男子生徒C、Dが止めに入り、まもなく駆けつけた数人の教員が生徒Aと生徒Bを分けて、それぞれを別の部屋に入れた。
- この日は、出張等で、生徒Aと生徒Bの担任をはじめ3年担当の教員が少なく、他学年担当の教員が協力して指導した。

【指導の経過】

- ① 生徒Aと生徒Bを部屋に入れた後、養護教諭が、生徒Aと生徒Bにけががないことを確認した。
- ② 生徒指導主事、3年学年主任、3年生徒指導担当教員が指導方針について打ち合わせをした。この日は、出張等で3年担当の教員が少なかったが、指導を放課後まで待てないとして、1年と2年の教員の協力を得てすぐに指導を始めた。
- ③ 生徒Aに対しては3年学年主任と1年担当教員（生徒Aの部活動顧問）がペアを組んで事情を聞き、生徒Bに対しては3年生徒指導担当教員と2年担当教員がペアを組んで事情を聞いた。
- ④ 生徒Cと生徒Dへの聞き取りは1年担当教員が担当をした。生徒Cと生徒Dは、聞き取った後、教室に戻した。
- ⑤ 4名の生徒から聞き取った内容を生徒指導主事が取りまとめた結果、大きな食い違いはなかった。
- ⑥ 生徒Aと生徒Bを同じ部屋に入れて、生徒指導主事、3年学年主任、3年生徒指導担当教員が立ち会う中で、お互いに謝罪をさせた。
- ⑦ 3年学年主任と3年生徒指導担当教員が、生徒A宅と生徒B宅を家庭訪問して、保護者に説明し、家庭においても指導するように要請した。
- ⑧ 生徒Cと生徒Dについては、3年学年主任がそれぞれの保護者に対して電話連絡をし、けんかを止めに入ったことを家庭でも褒めてあげてほしいと伝えた。
- ⑨ 県外に出張していた学級担任へ生徒指導主事が電話連絡をし、学級担任は4名の生徒の保護者に対して電話連絡をした。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 指導を放課後まで待たず、すぐに行ったことが生徒Aと生徒Bに暴力行為の重大さを認識させることにつながり、再発防止に関して効果的であった。
- ◎ 実際に他学年の指導に加わったことで、全ての教職員の気持ちが一つになり、以後、全校体制で組織的な生徒指導を進めることが容易になった。

事例13 生徒間暴力 (学校に不信感をもつ保護者のケース)

【事例の概要】

- 朝の会后、2年男子生徒Aが、同じ学級の生徒Bの足が偶然にぶつかったことに腹を立て、生徒Bの顔を数発殴り、椅子を持ち上げ投げつけようとしたところを級友に止められた。
- 指導後、生徒Aの保護者に連絡を入れるが、暴力を振るったことは悪かったが、このような事起こすのは、日ごろの教員の指導が悪いからであると言って、理解を得られなかった。

【指導の経過】

- ① 知らせを聞いて駆けつけた教員が生徒Aを部屋に入れ、学級担任と2年生徒指導担当で事情を聞きながら指導した。
- ② 生徒Aは興奮している状態がなかなか収まらなかったが、朝の会で学級担任から服装指導されたことでむしゃくしゃして殴ったと話した。しかし、生徒Bが自分の足を蹴ったからだと言って、反省する様子はない。
- ③ 近くにいた生徒数名に確認したところ、生徒Bの足が、偶然生徒Aの足に当たったことが確認できた。
- ④ 生徒Bの保護者に連絡を入れてから、生徒Bを病院へ連れて行き治療を受けさせた。治療後、生徒Bを家まで送り、保護者に事情を説明した。保護者は、偶然足が当たっただけで暴力を振るわれ、椅子まで投げつけられそうになったことに対して、怖くて学校へ行かせることができないと言った。
- ⑤ 一方、生徒Aの保護者に電話連絡し、すぐに来校するように話したが、小さいときから体が大きいだけで、自分の子どもが悪いと言われ、一方的に謝罪させられてきたと不満を口にするだけであった。
- ⑥ 学校長が教育委員会に連絡し、事象の概要やそれぞれの生徒の保護者の様子、今後の指導方針について報告した。
- ⑦ 放課後、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任が生徒A宅を家庭訪問した。生徒Aの保護者と顔を合わせて、生徒Aの行為を丁寧に説明した結果、生徒Bとその保護者に謝罪することを受け入れた。
- ⑧ 翌日、学校で謝罪の場を設け、生徒Aと保護者が、生徒Bと保護者に対して謝罪した。
- ⑨ 今後も、家庭訪問を続ける中で、生徒Aの保護者との信頼関係を構築することを全ての教職員間で確認した。

【組織的な対応のためのポイント】

- 理解が得られない保護者に対して、受容的な態度で丁寧に接することを共通理解した上で家庭訪問し、時間をかけて説明したことが、保護者を納得させることにつながり、以後の家庭との連携にも効果的であった。

事例14 生徒間暴力 (試験観察の措置がとられたケース)

【事例の概要】

- 昼休みに体育館裏で、2年男子生徒A、B、Cが普段から快く思っていなかった2年男子生徒Dに対して、殴る蹴るの暴行を加えた。暴行の中心は生徒Aであり、通りかかった教員が止めに入るまで無抵抗の生徒Dに暴行を執拗に加え続けた。警察に被害届が提出され、後日生徒Aは逮捕された。
- 生徒Aは入学当初から、暴力行為を繰り返したが、その度に身勝手な理由で自らを正当化し謝罪しなかった。父親の態度も、生徒Aと全く同様であった。

【指導の経過】

- ① 2名の教員が駆けつけた際、地面に倒れ込んでいる生徒Dに、生徒Aが一方的に暴行を加えている状況であり、教員が生徒Dを抱きかかえて保健室に連れて行った。その間に、生徒A、生徒B、生徒Cは校外へ逃げ去った。
- ② 生徒Dの保護者に連絡をとり、養護教諭と2年担当教員が生徒Dを病院へ連れて行った。生徒Dは、肋骨にひびが入る等のけがを負っていた。
- ③ 生徒指導主事が学校長に報告後、全ての教職員を集めて経過説明し、校外へ逃げた3名の生徒の保護者への連絡と、授業のない全学年の教員が3名を捜しに行くことを指示した。3名の生徒は、この日は帰宅しなかった。
- ④ 病院での治療後、2年学年主任と学級担任が生徒Dを自宅まで送った。生徒Dの保護者は今後登校させることへの大きな不安を訴え、警察に被害届を提出する意思表示をした。
- ⑤ 生徒Dの保護者は、その日のうちに警察に被害届を提出した。
- ⑥ 翌日の職員朝礼で、生徒指導主事が被害届が提出されたことを含めて経過報告した。また、マスコミ等への対応が必要になった際の窓口は、教頭に一本化することも確認した。
- ⑦ 後日、生徒Aは警察に逮捕され、観護措置がとられ少年鑑別所に入所した。審判までの間、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任、2年生徒指導担当教員が、代わる代わる少年鑑別所へ出向き、生徒Aと面会した。同時に生徒指導主事が中心になり、家庭裁判所調査官、少年鑑別所統括専門官とも面談した。
- ⑧ 生徒Aに対して直ちに処分を決定することが困難であったため、試験観察の措置がとられた。今回の事件をきっかけにして、生徒Aの父親も学校の指導に耳を傾けるようになり、今までの育て方に対する反省も口にするようになった。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒指導主事を中心にして、生徒Aについて以前から、児童相談所や警察と絶えず連携していたことが、今回、関係機関とのスムーズな対応につながった。
- ◎ 対応の難しい保護者に対して、早い時点から学級担任だけではなく、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、部活動顧問等、多くの教員が関わるようにしたことが、学級担任を孤立させないことにつながった。

事例15 生徒間暴力 (発達障害と診断されている生徒のケース)

【事例の概要】

- 5時間目の授業中、1年男子生徒Aが、同じ学級の1年男子生徒Bと口論になり、生徒Aが腹を立て、生徒Bを殴った。
- 生徒指導主事が学校長に第一報を入れ、関係の教員を集めて指導方針を協議した。
- すぐに2人の生徒を別々の部屋に入れて、1年担当教員が事情を聞いた。
- 生徒Aは、医師から発達障害と診断されている。

【指導の経過】

- ① 生徒Aは非常に興奮しており、「自分は何も悪くない。」と一方的に話すだけであった。
- ② 生徒Aの話と生徒Bの話に食い違いがあるため、周りにいた数人の生徒にも事情を聞いたところ、生徒Aの話が事実と違っていることが分かった。
- ③ 生徒Aは自分の主張を変えず、生徒Bや周りの生徒たちを非難した。興奮している状態がなかなか収まらず、指導が入らない状態であった。
- ④ 生徒Aを落ち着かせるため、教育相談室に場所を移し、入学以来、生徒Aと深く関わってきた教員が丁寧に話をしたところ、生徒Aは徐々に落ち着きはじめ、自分が暴力を振るったことについて認めた。しかし、「生徒Bへ謝罪はしない。」と言い張った。
- ⑤ 生徒Aの学級担任が母親に連絡し、来校を求めた。
- ⑥ 母親が、生徒Aのいる部屋に入り、謝罪するように話をしたが、生徒Aは謝罪しないと言い張るばかりであった。生徒Aの様子を見た母親は、謝罪までにはもう少し時間が必要だと言い、その日は、母親が生徒Aを家へ連れ帰った。その後、母親だけが生徒B宅へ出向き謝罪した。
- ⑦ 母親が謝罪から帰宅後、1年学年主任と学級担任が家庭訪問し、再度生徒Aと話をすると、「明日、生徒Bに謝罪する。」と言い、翌日生徒Aは生徒Bに謝罪した。
- ⑧ 後日、職員研修の時間を設け、生徒Aへの対応の仕方について、全ての教職員間で情報共有を図った。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒が心を開いて話すことのできる教員の存在が大きく、日頃から、学級担任だけでなく、多くの教員が関わって人間関係を作っておくことが大切である。
- ◎ 気になる生徒、特に特別支援を要する生徒については日頃から情報交換を密にし、学年内だけにとどめず、全ての教職員で共通理解を図ることが大切である。
- ◎ 全ての生徒に関して、小学校との連携を密にしており、今回の指導についても大変参考になった。

事例16 生徒間暴力 (保護者から学校に連絡があったケース)

【事例の概要】

- 3年男子生徒Aが顔を腫らして帰宅したのを不審に思った母親が、夜になって、学校へ連絡した。
- 学校にいた3年学年主任と3年生徒指導担当教員が、すぐに生徒A宅を家庭訪問し、生徒Aから事情を聞いた。

【指導の経過】

- ① 家庭訪問をして生徒Aから事情を聞くと、放課後、学校近くの公園に呼び出されて行ったところ、生徒Aを含む8名の3年男子生徒が集まっていた。その場で、生徒Bと1対1のけんかをするように、生徒Cから「やらなかったら、しばくぞ。」と強要され、やむなく生徒Bとけんかをしたということであった。
- ② 家庭訪問から戻った3年学年主任と3年生徒指導担当教員が、学校長と生徒指導主事に報告し、翌日の朝から生徒Bと生徒Cを呼んで事情を聞くことにした。事情を聞く際、生徒A側からの情報ではなく、偶然その場を通りがかった通行人から学校へ連絡が入ったことにすると確認した。
- ③ 生徒Aについては安全確保のために、翌朝学級担任が生徒A宅へ迎えに行き、別室で学級担任が対応することにした。その日、すでに帰宅していた学級担任には、3年学年主任が電話連絡をして、翌日の指導方針を伝えた。
- ④ 翌日の職員朝礼で、生徒指導主事が全ての教職員に報告し、登校していた生徒Bと生徒Cを別々の部屋に入れて事情を聞いた。
- ⑤ 複数の教員で事情を聞いた結果、生徒Aが生徒Bの悪口を陰で言ったと思い、生徒Cが1対1のけんかをさせたことが分かった。生徒Cは校内で、いわゆるボス的な存在であり、物事を暴力で解決しようとする傾向があった。
- ⑥ 生徒A、生徒B、生徒Cの話が一致した段階で、物事を暴力で解決することは決して許されるものではないことを指導し、3名の生徒を一つの部屋に入れてお互いに謝罪させた。
- ⑦ 生徒Cに言われて公園へ行った他の6名の生徒を放課後集めて、複数の3年担当教員が指導し、それぞれの学級担任が家庭連絡をした。
- ⑧ 放課後、生徒A、生徒B、生徒Cの保護者が来校、3年学年主任、3年生徒指導担当教員とそれぞれの学級担任が対応した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 夜遅くになってからの母親から学校への連絡であったが、学校にいた教員ですぐに家庭訪問をして生徒Aから事情を聞き、翌日の指導方針を立てることができたのが、早期の解決につながった。
- ◎ 当初、生徒Aへの生徒Cによる仕返しを心配したが、全ての教職員で見守り、防止することができた。

事例17 生徒間暴力 (いじめであると判断して指導したケース)

【事例の概要】

- 放課後、校舎内の廊下で、2年男子生徒Aが、同じ学級の男子生徒Bを押し倒し、顔を平手で殴るという一方的な暴力を振るった。
- 巡回中の教員が発見して、生徒Aを部屋に連れて行き、生徒Bを保健室に連れて行った。

【指導の経過】

- ① 知らせを受けた学校長、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任、2年生徒指導担当教員が対応を協議した結果、生徒Aは、自分よりも体が小さい相手には、日頃から物事を一方的な暴力で解決しようとする傾向があるため、いじめではないかとの認識をもちながら、生徒Aに対して指導することを確認した。
- ② 生徒Bが耳が痛いと訴えたため、生徒Bの保護者に連絡をして、学級担任と養護教諭が付き添って病院へ連れて行った。一方、生徒Aに対しては、2年学年主任と2年生徒指導担当教員が事情を聞いた。
- ③ 生徒Aは、教室で、生徒Bの名前を2回呼んだが返事をしなかったため、自分のことを無視したと思い、廊下に連れ出して一方的に暴力を振るったと話した。また、生徒Bは自分よりも体が小さく、暴力を振るってもやり返してこないだろうと思ったとも話した。
- ④ 生徒Bの話とも一致しており、再度、学校長、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任、2年生徒指導担当教員が集まり協議した結果、学校として、この事象を生徒Aから生徒Bへのいじめであると判断し、生徒Aの保護者に来校を求めて指導することを確認した。
- ⑤ 生徒Bは学級担任が自宅へ送り届け、保護者に内容を説明した。また、生徒Aに対しては、学校として、いじめを絶対に許さないという毅然とした姿勢で厳しく指導した。
- ⑥ 生徒Aの保護者が来校し、学校長、生徒指導主事、2年学年主任が説明、生徒Bへのいじめであるという学校の判断を伝えた。生徒Aの保護者も学校の説明に納得し、生徒Aを連れて、生徒B宅へ謝罪に行くと言った。
- ⑦ その後、全ての教職員を集めて、指導経過を報告し、再発防止に向けた取組の内容を確認した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ これまでの生徒Aの様子から、いじめの中で発生した暴力ではないかとの認識を、指導にあたる全ての教員がもちながら指導したことが、いじめへの早期対応につながった。また、生徒Aに対して学校が毅然とした対応をしたことが、生徒Bの保護者から理解を得られる結果にもつながった。
- ◎ 再発防止に向けた取組を全校体制で推進することを共通認識し、生徒にとって安心、安全な学校づくりに努めた。

事例18 生徒間暴力（特別支援を要する生徒のケース）

【事例の概要】

- 医療機関からアスペルガー症候群の疑いがあると診断を受けている1年男子生徒Aは、普段は穏やかで、にこにこして真面目な生徒であるが、自分が何かされたのではないかと思うと、相手が誰であろうと暴れ出し暴力を振るうことがあった。

【指導の経過】

- ① 生徒Aが中学校に入学する前から、中学校の生徒指導主事と特別支援教育担当教員が小学校の教頭や学級担任等から話を聞き、生徒Aがスムーズに中学校生活を送ることができるように連携していた。
- ② 入学後、1年担当教員で細かく生徒Aの様子を見ていたが、新しい人間関係にすぐに慣れることができず、些細なことから興奮し暴れ出すことが数回起こった。そのたびに別室で話をするが、落ち着くまでにはかなりの時間を要した。落ち着いた後は、暴れたことに対して素直に反省し謝罪することができた。
- ③ 小学校との連携を継続しながら、県教育委員会事務局の特別支援教育担当課や特別支援学校に相談し、指導・助言を仰いだ。また、同じ傾向をもつ生徒がいる別の中学校の生徒指導主事からも話を聞くことができた。それらの指導・助言をもとにして、1年担当教員だけではなく全ての教職員で指導にあたることを確認した。
- ④ 生徒Aが興奮する前後の状況を細かく観察し記録をする中で、口数が少なくなる、顔が急に紅潮する等、次第に生徒Aが興奮する前の予兆が分かってきた。
- ⑤ 時間的にも、休み時間や昼食の前後に興奮する頻度が高いことが分かり、全ての教員で役割分担し、常に誰かが様子を見守った。生徒Aに予兆が見られたら、すぐに声をかけ、教員と一対一でゆっくり話をして落ち着かせ、もし興奮すれば、複数の教員で別室に連れて行くという対応を続けた。
- ⑥ 生徒Aが入学して以来、1年学年主任と学級担任が中心となり、保護者と絶えず連絡をとり合うことで信頼関係を築くことができた。保護者の了解を得て、生徒Aを正しく理解させることを目的にして学級指導をすることができた。その結果、生徒Aをからかう生徒はいなくなり、学級は、生徒Aにとって居心地のよい場所となった。
- ⑦ 1年3学期には、生徒Aは自分が興奮しそうになると、自ら教員に助けを求めたり、誰もいない所へ行ってじっとしていたり、職員室へ行ったりすることができるようになり、興奮して暴れることは非常に少なくなった。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 様々な相談機関からの専門的な指導・助言により、まず教職員が、生徒Aを正しく理解することから始めた。
- ◎ 保護者との連携を大切にし、学校生活や家庭生活の様子を細かく情報交換することで、学校内あるいは家庭内で生徒Aが興奮することを防止することができた。
- ◎ 生徒Aに関する情報を全ての教職員間で共有し、生徒Aへの対応に差が出ないようにしたことが大変効果的であった。

事例19 生徒間暴力 (暴力の背景にいじめがあったケース)

【事例の概要】

- 2時間目終了後校舎内の廊下で1年男子生徒Aが、同じ学級の1年男子生徒Bの顔をたたいたことから両生徒がもみ合いになった。
- その後2人から話を聞いたところ、小学校時代から生徒Aが生徒Bからいじめられていたことが分かった。
- 生徒Aが生徒Bにいじめられていたことを、学校は把握していなかった。

【指導の経過】

- ① 2人の生徒を引き離した後、それぞれを別々の部屋に入れ、学校長と生徒指導主事に連絡をして、1年生徒指導担当教員が事情を聞き始めた。
- ② 当初、生徒Aは何も話そうとせず黙ったままであったが、生徒Aの学級担任が部屋に入り話を聞くと、小学校時代より生徒Bを含む3名の男子生徒から、いじめを受けていたことが分かった。この日も登校後すぐに生徒Bが生徒Aを小突いており、2時間目終了後も生徒Bが生徒Aを執拗にからかったために、耐えきれなくなった生徒Aが生徒Bの顔をたたいたことが分かった。
- ③ すぐに、生徒指導主事に連絡をして、次の時間に、生徒Aをいじめていた男子生徒2名からも事実確認をした。
- ④ 事実確認の結果、小学校6年の時から、生徒Bを含む3名の男子生徒が生徒Aに対して、度々からかったり、体を小突いたりするといういじめを続けていたことが分かった。
- ⑤ 昼休みに、1年担当教員が集まり、これまでの指導経過を報告し、関係する生徒の保護者に放課後來校するように連絡することを確認した。
- ⑥ 関係する生徒に対しては、5、6時間目も引き続いて1年学年主任や人権教育担当教員、部活動顧問らが話をした。
- ⑦ 放課後來校した保護者には、一人ずつ生徒指導主事と学級担任が事実を説明し、いじめは絶対に許されることではないことを話した。
- ⑧ 生徒Bら3名の生徒と保護者が、生徒Aと保護者に対して謝罪をした。
- ⑨ その後、緊急の職員会議を開いて、生徒指導主事が全ての教職員に報告し、学校長が、今後全ての教職員で再発防止に向けた取組を継続するように指示した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒Aと生徒Bがもみ合いになった後すぐに指導に入り、特にいじめの問題が判明してからは、1年の全ての教員が役割分担をして対応することができ、早期の事実確認につながった。
- ◎ その日のうちに緊急の職員会議を開いたことで、いじめを学校全体の問題であると捉え、全ての教職員で再発防止に向けた取組をすることができた。

事例20**生徒間暴力（宿泊訓練先で暴力行為が発生したケース）****【事例の概要】**

- 宿泊訓練先で、夜の自由時間に、2年男子生徒Aが同室の2年男子生徒Bに対して、「お菓子をくれ。」と言ったところ、生徒Bが断ったため、生徒Aと生徒Bが殴り合いのけんかになった。
- 同室の生徒が巡回中の教員に知らせ、駆けつけた教員が止めに入って、生徒Aと生徒Bを別々の部屋に入れた。

【指導の経過】

- ① 同行していた学校長、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任が集まって、今後の対応を協議した。
- ② 生徒Aと生徒Bは、共に顔を殴り合っていたために、学級担任がそれぞれの生徒の保護者の了解を得て、宿泊先近くの病院に連れて行くことにした。学級担任、2年生徒指導担当教員、養護教諭が、2名の生徒を病院へ連れて行った。
- ③ 幸い2名とも大きなけががなかったため、病院での診察と処置の後、宿泊先へ連れて帰り、2名の生徒を別々の部屋に入れた。
- ④ 学級担任が、病院での診察の結果をそれぞれの保護者に電話連絡した。
- ⑤ 2年学年主任と2年担当教員が手分けをして、それぞれの生徒に対して、複数で聞き取りを行った。その結果、生徒Aと生徒Bの話が一致し、また、部屋にいた別の生徒の話とも一致した。その後、生徒Aと生徒Bをお互いに謝罪させた。
- ⑥ 再度、学級担任がそれぞれの保護者に電話をし、指導の経過とお互いに謝罪させたことを伝えた。
- ⑦ その日、生徒Aと生徒Bは、念のために別々の部屋で寝かせた。
- ⑧ その日の夜の打合せで、2年学年主任が、引率している全ての教員に対して、指導内容を報告し、翌日帰校してから、生徒A宅と生徒B宅を家庭訪問することを確認した。
- ⑨ 翌日の朝、学級担任が、それぞれの保護者に3回目の電話連絡をし、生徒の様子を伝えた。帰校後、2年学年主任と学級担任で、生徒A宅と生徒B宅を家庭訪問した後、学校で待機していた教職員に報告した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒Aと生徒Bを指導する教員、他の生徒の様子を見る教員等、いち早く役割分担し、臨機応変に対応することができた。
- ◎ 生徒Aと生徒Bの保護者に対して、学級担任が合計3回電話連絡をし、生徒の様子を逐一伝えたことが、保護者に安心感をもたせ、家庭と適切に連携することができた。
- ◎ 宿泊先近くの病院にあらかじめ連絡しており、スムーズな対応を得られた。

事例21 生徒間暴力 (校内で迅速な連携をして対応したケース)

【事例の概要】

- 2時間目の体育の授業（プール指導）で、教科担任が1年男子生徒Aの両腕にアザがあるのを発見し、すぐに校内インターフォンで学級担任に伝えた。
- 3時間目、学級担任が生徒Aから話を聞くと、理由もなく突然、3年男子生徒Bからたたかれた（いわゆる「肩パン」をされた）と言った。
- 生徒Aの学級担任が生徒指導主事に連絡をし、生徒指導主事が学校長に報告をした後、3時間目終了後の休み時間に生徒指導主事、1年学年主任、生徒Aの学級担任、1年生徒指導担当教員、3年学年主任、生徒Bの学級担任、3年生徒指導担当教員が集まって協議をした。

【指導の経過】

- ① 4時間目、生徒Bの学級担任と3年生徒指導担当教員が生徒Bから話を聞くと、小学校時代からお互いをよく知っていることもあり、生徒Aが3年男子生徒数名に対して命令口調で話したり、からかったりしていたことが分かった。生徒Bは、初めは言葉でたしなめていたが、生徒Aが言うことを聞かないので、今朝、生徒Aの両腕を数回ずつ強くたたいたと話した。
- ② 理由もなく突然たたかれたと言っている生徒Aと食い違っており、3年生徒指導担当教員から報告を受けた生徒Aの学級担任が1年生徒指導担当教員と共に、再度生徒Aから話を聞いた。
- ③ 生徒Aは生徒Bが言ったとおりであることを認めた。
- ④ 並行して、生徒Aがからかっているとされる3年男子生徒数名に対して、3年担当教員が聞き取りをした結果、生徒Bが言っているとおりに分かった。また、この3年男子生徒数名は、自分たちに対する生徒Aの普段の態度に腹を立てていることも分かった。
- ⑤ 生徒Aと生徒Bそれぞれに昼食をとらせた後、生徒Bは、暴力を振るったことについて生徒Aに謝罪した。また、生徒Aは、自分の態度について3年男子生徒数名に謝罪した。
- ⑥ 放課後、生徒A宅と生徒B宅を、それぞれの学年主任と学級担任がペアになって家庭訪問をして、保護者に説明をした。また、からかわれていた3年男子数名の保護者に対して、学級担任が家庭連絡をした。
- ⑦ 翌朝の職員朝礼において、生徒指導主事が全ての教職員に報告をし、今後、生徒Aと生徒Bの様子を注意深く見守るように要請した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 指導経過を逐一生徒指導主事に連絡し、生徒指導主事が1年と3年の教員間の調整役になったので、早期に解決することができた。
- ◎ それぞれの学年の時間割担当教員と連絡をとり、指導を行う教員の授業を素早く調整できたことが、スムーズな指導につながった。

事例22 生徒間暴力 (高等学校と連携して対応したケース)

【事例の概要】

- 3年男子生徒Aが、本校の卒業生であり近くの高等学校の1年に在籍している男子生徒Bを呼び出し、一方的に暴力を加えた。
- 翌日になって、生徒Bの母親から、「生徒Aから暴力を受け、けがをした。今後同じことがないように、生徒Aを指導してほしい。」と、中学校の元学級担任に対して電話で連絡があった。
- 母親は、このことを高等学校には話してほしくないと言ったが、元学級担任が説得して高等学校に連絡することを了解した。

【指導の経過】

- ① 中学校の生徒指導主事が、高等学校の生徒指導主事に連絡し、生徒Bの母親が話した内容を伝えた。そして、高等学校の学級担任と一緒に、生徒B宅を家庭訪問することにした。
- ② 中学校の生徒指導主事と元学級担任、高等学校の学級担任の3名が、生徒B宅を家庭訪問して、母親と生徒Bから事情を聞いた。
- ③ 生徒Bは、病院で診察を受けており鼻の骨を折るけがをしていた。また、殴られた原因は異性関係をめぐるトラブルであると話し、生徒Aとは中学校時代から顔見知りであるとも話した。
- ④ 帰校後、学級担任と3年生徒指導担当教員が生徒Aから聞き取りを行った結果、生徒Aが交際している女子中学生に、生徒Bがメールを送ったことに腹を立てて、生徒Bを呼び出して一方的に暴力を加えたことを認めた。
- ⑤ 女子中学生に対しても確認したところ、内容が一致した。
- ⑥ 中学校の生徒指導主事が、高等学校に出向き、高等学校の生徒指導主事と生徒Bの学級担任に対して指導経過を報告した。一方、学級担任が生徒Aの保護者に連絡し来校を求めた。
- ⑦ 来校した生徒Aの保護者に対して、生徒指導主事と学級担任が事情を説明した。その後、生徒Aと保護者、学級担任、3年生徒指導担当教員が、生徒B宅を訪問した。生徒Aは、呼び出して暴力を振るったことを謝罪し、二度と同じことはしないと約束をした。また、この時、高等学校の学級担任も同席した。
- ⑧ 翌日の職員朝礼において、生徒指導主事が全ての教職員に対して、指導内容を報告した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 母親を説得して、高等学校に連絡し、高等学校の学級担任と共に、生徒B宅を家庭訪問することができ、事実確認がスムーズに進んだ。
- ◎ 以後も、生徒指導主事が窓口になり、高等学校との連携を続け、再発防止につながった。

事例23 生徒間暴力 (人権教育担当教員と連携したケース)

【事例の概要】

- 「学校近くの空き地で中学生2名が殴り合いのけんかをしている。」と、近くに住む人から警察に通報があった。
- 警察官がすぐに現場に駆けつけたが、それらしい中学生はいなかった。
- その後、警察から連絡を受けた生徒指導主事が、通報してくれた人に会い、特徴を聞いたが、誰であるかの特定はできなかった。

【指導の経過】

- ① 翌日の職員朝礼で、生徒指導主事が昨日の内容を全ての教職員に報告し、各学級の朝の会で、学級担任から生徒に話をするように要請した。
- ② その結果、同じ学級の1年男子生徒2名A、Bが自ら名乗り出た。
- ③ 1時間目終了後、1年担当教員が集まり協議をし、再度けんかを始める危険性がなかったため、放課後に指導することを確認した。
- ④ 放課後、2人の生徒を別の部屋に入れ、学級担任、副担任、1年生徒指導担当教員がペアになり事情を聞いた。
- ⑤ 生徒Aと生徒Bは小学校時代からの友人ではあるが、時に生徒Aは、生徒Bから命令されることがあり、快く思っていなかった。この日も生徒Aは、下校途中に生徒Bから言われた一言に腹をたて、抗議をしたが受け入れられず、顔を叩いた。生徒Bが叩き返し、殴り合いのけんかになったことが分かった。
- ⑥ 事実確認の後、日頃から生徒Aと生徒B及び両生徒の保護者と深い関わりのある人権教育担当教員が加わって、お互いの人権を尊重し認め合える関係にならなければならないことを、時間をかけてじっくりと話をした。どちらの生徒も人権教育担当教員の話をしつかりと聞き、深く反省している様子であった。
- ⑦ 1年担当教員が集合し、1年学年主任から指導経過を報告し、それぞれの保護者に来校を求めることを確認した。保護者には、1年学年主任、学級担任、人権教育担当教員が対応し、両生徒を警察署に連れて行き謝罪させることのできる了解を得た。
- ⑧ 生徒指導主事と学級担任が、生徒Aと生徒Bを連れて警察署に出向き、迷惑をかけたことに対して謝罪をした。
- ⑨ 翌日の職員朝礼で、生徒指導主事が指導経過を報告し、学校長が再発防止に向けた取組の徹底について指示をした。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 日をまたがった指導になったが、地域や警察と連携し、指導につなげていくことができた。
- ◎ 日頃から深い関わりのある人権教育担当教員から、生徒Aと生徒Bに対して話をしたことで、両生徒間に好ましい人間関係が生まれた。

事例24 生徒間暴力 (ブログでのトラブルから発生したケース)

【事例の概要】

- 3年男子生徒Aのブログに、以前から顔見知りであった他の中学校の3年男子生徒Bが書き込みをしたことが原因で、生徒Aと生徒Bが、1対1でけんかをするようになった。
- 当日、約束した場所には、生徒Aを含む3名の生徒と、生徒Bを含む2名の生徒が集まり話をしたが解決せず、生徒Aと生徒Bが1対1で殴り合いのけんかをし、双方が軽いけがをした。
- 翌日の朝、生徒Aの保護者が、学級担任に電話で連絡した。

【指導の経過】

- ① 電話連絡を受けた学級担任が、学校長、生徒指導主事、3年学年主任、3年生徒指導担当教員に連絡して、生徒が登校次第、事実確認を行うことにした。
- ② 登校した生徒Aに学級担任が話を聞き、ブログへの書き込みから他校の生徒Bとけんかをしたことと、その場に本校の他の生徒2名と一緒にいたことが分かった。
- ③ 生徒Aから聞き取った内容を、生徒指導主事と3年生徒指導担当教員に連絡し、他の2名の生徒からも聞き取りを行った結果、生徒Aの内容とほぼ一致した。
- ④ 生徒指導主事が、生徒Bの中学校の生徒指導主事に連絡し、お互いに指導の経過を連絡し合うことを確認した。また、関係する保護者の意向を確認した上で、今回は、それぞれの学校で指導をすることを確認した。
- ⑤ 昼休み、3年担当教員が集まり、3年学年主任がこれまでの指導経過を報告し、3名の生徒の保護者に来校を求めることを確認した。
- ⑥ 放課後、3年学年主任、学級担任、3年生徒指導担当教員が、来校した保護者に対応した。今回はそれぞれの学校のみで指導することと、今回の事象を全ての生徒に伝え指導することについて保護者の了解を得た。
- ⑦ 生徒指導主事が、生徒Bの中学校を訪問、指導経過を説明し、今後もお互いに連携することを確認した。
- ⑧ 翌日の職員朝礼で、3年生徒指導担当教員から、全ての教職員に報告を行った。その後、生徒指導主事が、携帯電話の使い方について、全ての学級において学級担任が指導するように要請した。
- ⑨ 学級担任より、ブログへの書き込みでトラブルがあり、暴力に至ったことを生徒に伝え、他人を誹謗中傷する内容の書き込みをしないように指導した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 3名の生徒の保護者へは、複数で対応し、保護者の話を丁寧に聞くことができ、また、学校の指導方針を理解してもらうことにもつながった。
- ◎ 学校全体に、情報モラル教育を展開する機会とすることができた。

事例25 生徒間暴力 (休日の部活動で発生したケース)

【事例の概要】

- 2年女子生徒Aが部活動の試合の帰り道で、同じ部の2年女子生徒Bに、携帯電話の写真機能で写真を撮られたことに不安を抱き、生徒Aの母親が部活動顧問に相談した。
- 生徒Aから、事情を聞き取る中で、同じ日に、生徒Bから暴力を受けていたことが分かった。

【指導の経過】

- ① 生徒Aの母親から連絡を受けたのが日曜日の夕方ではあったが、部活動顧問が、すぐに学校長、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任に連絡し、その日のうちに学級担任と部活動顧問が生徒A宅を家庭訪問し、聞き取りを行った。
- ② 生徒Aから聞き取りを行った結果、生徒Aは、部活動で対外試合に出かけた帰り道、試合に負けたことを自分の責任にされた上、生徒Bから足を蹴られ、生徒Bの携帯電話で写真を撮られたと話した。
- ③ 写真を撮られたことに関して対応を急ぐ必要があったため、続いて、部活動顧問と2年学年主任が生徒B宅を家庭訪問した。生徒Bに対して事実確認をした結果、生徒Bは、生徒Aの言うことを認めた。
- ④ 撮影した写真を部活動顧問と2年学年主任が確認し、生徒Bの保護者の前で削除させた。また、生徒Bに聞いたところ、写真を他に一切転送等はしていないということであった。
- ⑤ より詳しい事実確認と、生徒Bから生徒Aの謝罪について、翌日の月曜日に学校で指導することを、生徒Bの保護者に伝え了解を得た。また、生徒Aの保護者へも学級担任が電話連絡し、これまでの指導経過を報告し、翌日指導を続けることのできる了解を得た。
- ⑥ これまでの指導経過を、2年学年主任が生徒指導主事に報告し、生徒指導主事が学校長に報告した。
- ⑦ 翌日の職員朝礼で、生徒指導主事が全ての教職員に報告し、2年生徒指導担当教員が中心となり、登校した生徒Aと生徒Bに対して細かく事実確認をし、暴力を振るった上写真を撮ったことについて、生徒Bが生徒Aに謝罪した。
- ⑧ 放課後、学級担任と部活動顧問が、生徒A宅と生徒B宅を家庭訪問し、それぞれの保護者に対して指導内容を報告した。
- ⑨ その後、生徒Bとその保護者が、生徒A宅を訪問して謝罪した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 休日の部活動内で起きた暴力行為事象ではあったが、関係教員が連携し、その日のうちに生徒A宅と生徒B宅を家庭訪問することができ、撮影された写真の削除を含めて、早期の解決につながった。

事例26 対人暴力（小学校と連携して対応したケース）

【事例の概要】

- 下校後、1年男子生徒2名が空き地で拾ったボールで遊んでいたところ、小学校5年男子児童が、「ぼくのボールや。」と言って持ち帰ろうとした。
- そのボールを取り返そうとして男子児童を追いかけた男子生徒が、男子児童の頭を2回殴った。

【指導の経過】

- ① 翌日の朝、小学校長から、被害児童の父親が中学校に抗議しに行くという連絡があり、教頭と生徒指導主事が待機していた。しばらくして、被害児童の父親が来校し、かなり興奮して昨日の様子を説明し、「これから、警察に行き、被害届を提出する。」と言った。中学校として、すぐに調査をして連絡をすると約束した。
- ② 次の休み時間、全ての教職員を職員室に集めて、生徒指導主事が父親の話の内容を報告し、教科担任がそれぞれの学級で、心当たりの生徒は正直に申し出るように指導することを確認した。
- ③ すると、1年男子生徒2名が名乗り出た。1年担当教員が2名の生徒から聞き取りを行った結果、2名の生徒は男子児童の頭を殴ったことを認めた。
- ④ 一方、生徒指導主事が警察に出向いて助言を求め、小学校に対しても指導経過を報告し、今後の対応について協力を要請した。
- ⑤ 2名の生徒に対して、生徒指導主事が警察に被害届が提出されていることを告げ、事の重大性を理解させ反省させた。また、学級担任がそれぞれの保護者に連絡し、来校を求めた。
- ⑥ その後、教頭、生徒指導主事、被害児童の父親が信頼を寄せている小学校の生徒指導担当が、被害児童宅を一緒に訪問した。生徒指導主事が父親に対して指導の経過を説明し、教頭が学校としての謝罪をした。また、2名の生徒とそれぞれの保護者を連れて謝罪のために再度訪問したいと話し、父親は了解した。
- ⑦ 来校した保護者に対して、生徒指導主事と1年学年主任が事情を説明した後、2名の生徒とそれぞれの保護者、生徒指導主事、1年学年主任、学級担任の計7名が、放課後、被害児童宅を訪問し、被害児童本人及び父親に対して謝罪した。
- ⑧ 父親は、謝罪を受け入れた。生徒指導主事と1年学年主任が父親と共に警察に出向き、父親は被害届を取り下げた。
- ⑨ 指導後、生徒指導主事が全ての教職員に指導内容を報告し、情報の共有を図り、再発防止に向けての取組を行うことを確認した。

【組織的な対応のためのポイント】

- 小学校と連携しながら対応することができ、効果的であった。特に、被害児童の父親と信頼関係のある小学校の生徒指導担当と一緒に被害児童宅を訪問してくれたことが、早期の解決につながった。

事例27 対人暴力（複数の中学校の生徒が関係したケース）

【事例の概要】

- 本校女子生徒が、X中学校の男子生徒とメールをしている中で、本校3年男子生徒Aの悪口を、X中学校の3年男子生徒Bが言っていることを知り、そのことを女子生徒が生徒Aに伝えた。
- 生徒Aは腹を立て、女子生徒の携帯電話を使って生徒Bを公園に呼び出した。生徒Aは自校の6名の生徒とともに公園へ行き、生徒Bも自校の5名の生徒を連れて来た。また、生徒BはY中学校の生徒にも声をかけ、その生徒5名も現れた。
- 総勢18名が公園に集まり、その中で生徒Aと生徒Bが1対1でけんかを始めた。

【指導の経過】

- ① 近くの住民から学校へ、「大勢の中学生が集まってけんかをしている。」との連絡があり、学校長に第一報を入れた後、4名の教員で現場の公園へ駆けつけたが、既にけんかは終わっていた。
- ② 駆けつけた教員が、大きなけががないことを確認した後、生徒Aと生徒Bから事情を聞き始めた。
- ③ 現場には、本校の生徒の他、X中学校とY中学校の生徒がいることを確認し、それぞれの生徒指導主事に連絡し、すぐに現場へ来るように要請した。同時に、学校にも連絡して応援を要請した。
- ④ 3中学校の生徒指導主事が、今後の対応について協議し、生徒Aと生徒Bの言い分がほぼ一致していたため、それぞれ自分の学校の生徒を連れて帰り、詳しく事実確認をすることとした。また、生徒指導主事が窓口になって、指導経過を逐一連絡し合うことを確認した。
- ⑤ 帰校後、現場の様子を学校長に報告し、連れて帰った7名の生徒から詳しく聞き取りを行った。
- ⑥ X中学校、Y中学校の生徒指導主事と連絡をとり合い、事実確認を終えた段階で、X中学校の生徒指導主事と学級担任が、生徒Bを連れて来校し、生徒Aと生徒Bはお互いに謝罪した。
- ⑦ 生徒A宅を、学級担任と3年生徒指導担当教員が家庭訪問し事実を説明した。また、関わった6名の生徒に対しても家庭訪問をして、指導内容を説明した。
- ⑧ 翌日、生徒Aに伝えた女子生徒に対しても、トラブルのきっかけになったことを指導し、家庭訪問を行った。
- ⑨ 今後の再発防止に向け、生徒指導主事が窓口になって、学校間の情報交換を一層密にすることを確認した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 普段から、生徒指導主事同士が緊密に連携し、お互いの学校の様子を、ある程度把握していたことがスムーズな解決につながった。

事例28 対人暴力（他校生に暴力を振るったケース）

【事例の概要】

- 近隣のX中学校の生徒指導主事から、X中学校の3年男子生徒Aが、本校3年男子生徒Bとトラブルになり、公園に呼び出され一方的に暴力を受けたと言っているので事実確認してほしいとの連絡があった。
- 生徒Aと生徒Bは、これまで全く面識はなかった。

【指導の経過】

- ① 学級担任と3年生徒指導担当教員が生徒Bに事実確認をしたところ、生徒Bは次のことを話した。生徒Aと同じ塾に通っている本校3年男子生徒Cから、「生徒Bなんか弱い。」と生徒Aが言っていると聞き、腹が立って公園へ呼び出した。公園へは、生徒Cと共に2名で行った。公園で生徒Aに問いただしても、はっきりとした返事をしなかったため暴力を加えた。
- ② 複数の教員で、生徒Cに対しても事実確認をした結果、生徒Cは生徒Bと同様のことを話した。
- ③ 事実確認をする間、部屋にいる複数の教員のうちの1名が詳細に記録をとり、絶えず生徒指導主事と連絡を取り合うことで、生徒Bと生徒Cが話す内容の食い違いをなくした。
- ④ 本校の生徒指導主事がX中学校に出向き、X中学校の生徒指導主事にこれまでの指導経過を報告をした。そこで、生徒Aの言うことと、生徒Bと生徒Cの言うことが一致していることを確認した。
- ⑤ その後、学級担任と3年生徒指導担当教員が生徒B宅と生徒C宅を家庭訪問し、それぞれの保護者に対して、これまでの指導経過と翌日以降も指導を継続することを説明した。
- ⑥ 翌日、X中学校の生徒指導主事から、生徒Aから聞き取った内容と一致しているとの連絡があった。
- ⑦ 放課後、生徒B、生徒Cの保護者を学校へ呼んで指導内容を説明した。その後、生徒B、生徒Cとそれぞれの保護者、学校からは生徒指導主事、3年学年主任、学級担任（2名）の合計8名がX中学校へ出向き、生徒Aとその保護者に謝罪した。
- ⑧ 2日間の指導の中で、生徒指導主事が常に管理職に経過報告をし、学年会議を4回開いて共通理解を図った。また、職員朝礼では、生徒指導主事から全ての教職員に事件の内容と指導方針について連絡をした。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 他校生とのトラブルであるため両校の生徒指導主事が窓口となり、迅速に情報交換を行えるようにした。また、管理職への報告も、随時詳細に行った。
- ◎ 複数の生徒が関係していたため、役割分担をして複数の教員で、丁寧に事実確認を進めた。

事例29 対人暴力（交友範囲の広い生徒に対応したケース）

【事例の概要】

- 3年男子生徒Aは、祖父の暴力を理由に本校に転入して以来、問題行動を繰り返す生徒とつき合うようになり、些細なことで学級の生徒や下級生とトラブルを起こすようになった。
- 生徒Aの問題行動はエスカレートし、行動範囲も広くなり、ついには他校生に対して暴力を振るい、警察に逮捕された。
- 生徒Aは、小学校時代に特別支援学級に在籍したことがあり、そのことに関わりいじめにあったとの理由で、現在は通常学級に在籍している。

【指導の経過】

- ① 生徒Aは、転入当初から、暴力行為を繰り返していたため、生徒指導主事、3年学年主任、学級担任が児童相談所と警察に出向いて、生徒Aの様子を相談し、助言を受けた。
- ② 生徒Aの母親に対しては、学級担任と3年学年主任が、児童相談所で発達相談を受けるように話をしたが、母親はなかなか応じなかった。
- ③ 生徒Aは、3年の2学期になると、卒業生宅等に無断で外泊し帰宅しないことが多くなり、他校生との付き合いが広がった。
- ④ ある日、生徒Aは、路上で出会った他の中学校の生徒（これまで面識はなかった）に対して、因縁をつけて暴力を振るいけがを負わせる傷害事件を起こし、警察に逮捕された。
- ⑤ 生徒Aは約4週間少年鑑別所に入所し、この間、生徒指導主事、学級担任、3年担当教員が生徒Aとの面会を繰り返す一方、家庭裁判所の調査官と面談を重ねた。
- ⑥ 審判の結果、生徒Aは保護観察処分となった。なお、審判には、生徒指導主事と学級担任が同席し、裁判官からは学校としての意見を求められた。
- ⑦ この事件をきっかけにして、生徒Aの母親は、生徒Aを連れて児童相談所へ出向き発達相談をした。以後、家庭、学校、保護司、児童相談所が連携しながら、生徒Aに対する指導を進めた。また、生徒Aとつながりのある中学校とも、緊密な連携を保った。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 窓口を一本化して、早い段階から警察や児童相談所と連携していたことが、スムーズな対応につながった。
- ◎ 多くの中学校と関係があったため、常に生徒指導主事同士が連絡を取り合っており、素早い情報交換を行うことができた。
- ◎ 家庭訪問を通じて、保護者と面談を重ねるにつれて、徐々に保護者と学校が同じ考えをもつことができるようになった。

事例30 対人暴力（小学生に暴力を振るったケース）

【事例の概要】

- ゲームセンターで遊んでいた2年男子生徒A、Bが、コインゲームをしていた見ず知らずの小学校男子児童に「コインを貸して欲しい。」と頼んだが断られ、それに腹を立てた生徒Aが男子児童の足を蹴り、外へ連れ出して男子児童の頭を数発たたき、コインを奪った。
- 帰宅した男子児童が母親に話し、母親が小学校に連絡した。

【指導の経過】

- ① 小学校から連絡を受け、中学校の教員数名がゲームセンターへ駆けつけたが、その時には生徒Aと生徒Bの姿はなかった。しかし、ゲームセンターにいた本校の別の中学生からの情報で、生徒Aと生徒Bの名前が判明した。
- ② 学校長、生徒指導主事、2年学年主任、生徒Aと生徒Bの学級担任、2年生徒指導担当教員が集まり、指導方針を打ち合わせた。情報提供をした生徒の名前を伏せることを意思統一して、事実確認ができ次第、保護者と共に小学校へ出向き謝罪させることにした。
- ③ 翌日、生徒Aと生徒Bが登校し指導を始める一方で、生徒指導主事が小学校を訪問し、男子児童の学級担任にも同席してもらい、男子児童から聞き取りを行った。
- ④ 男子児童、生徒A、生徒Bの話が一致したので、小学校と中学校の生徒指導主事が謝罪に向けての打合せをした。
- ⑤ 男子児童の学級担任が、男子児童の保護者に対して指導状況を連絡し、自宅ではなく小学校で謝罪の場を設けることを確認した。
- ⑥ 生徒Aと生徒Bの保護者が来校、2年学年主任、学級担任、2年生徒指導担当が対応し、すぐに小学校へ謝罪に出向くことを話した。
- ⑦ 生徒指導主事が小学校へ謝罪の意向を伝え、小学校側が男子児童の保護者に連絡し、その日の夕方、小学校で謝罪の場をもつことを確認した。
- ⑧ 生徒Aとその保護者、生徒Bとその保護者が小学校へ出向き、男子児童の保護者に謝罪した。その際、生徒指導主事、2年学年主任、2年生徒指導担当教員、生徒Aと生徒Bの学級担任が同行した。
- ⑨ その後、生徒Aとその保護者、生徒Bとその保護者に対して、二度と同じようなことをしないよう、再度学校で指導した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 普段から小学校と中学校との間で情報交換を中心に連携をしていたことが、スムーズな対応につながった。
- ◎ 教員間で正確に情報共有し、役割分担しながら同時に指導を進めることができ、早期の解決につながった。

事例31 器物損壊 (自校生徒によることが明らかなケース)

【事例の概要】

- 4時間目終了後、「校舎1階廊下の窓ガラスが割れている。」と生徒が知らせた。
- 数名の教員が駆けつけると、ガラス6枚が割られており、ガラス片と共に小石が散乱していた。また、廊下側から小石が投げられていたことが分かった。

【指導の経過】

- ① すぐに、学校長、教頭、生徒指導主事、各学年の学年主任と生徒指導担当が集まり、対応を協議し、5時間目を全校集会にすること、全校集会後に学活を行い生徒に用紙を配布して無記名で情報提供を求めること、その状況を見て警察に被害届を提出することを確認した。
- ② 生徒指導主事が写真撮影した後、教員で後片付けをした。
- ③ 5時間目の全校集会では、学校長以下数名の教員から、事実を伝えるとともに、情報提供を求め、関係した生徒は申し出るように訴え、さらに安心して安全な学校にするよう話をした。
- ④ 学活で生徒から、「3時間目終了後の休み時間に3年男子生徒3名が現場付近にいた。」という情報が寄せられた。その日、その3名の生徒は遅刻して登校し、4時間目の終わりごろに教室に入ったことが分かった。
- ⑤ 3年男子生徒3名に対して、生徒指導主事、3年学年主任、3年生徒指導担当教員が話を聞いたが、ガラスの破損につながる情報を得ることはできなかった。
- ⑥ 放課後、臨時の職員会議を開き、経過報告と今後の対応について検討した結果、生徒がもつ悩みや不安、不満について生活アンケートを行い、教育相談期間を設けて学級担任が面談を行うことと、警察に被害届を提出することを確認した。
- ⑦ 同日、警察に被害届を提出し、翌日、現場検証のために警察が来校した。現場検証の様子を多くの生徒が見ていた。
- ⑧ 生徒への生活アンケートには様々な悩み、不安、不満が書かれており、それぞれの学級担任を中心にして、一人一人、丁寧に面談を行った。
- ⑨ 結局、行為者不明のままではあったが、それ以降窓ガラスが割られることは起きていない。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 直後に、全校集会を開き学活をもったことが、行為者不明のままではあったが、生徒に事の重大性を認識させ、自分たちの学校を大切にしようという意識をもたせることに、大いに役立った。
- ◎ 全ての教職員が学校の問題点を共通認識し危機感をもったことで、生活アンケートと教育相談の実施をスムーズに行うことができた。
- ◎ 警察の現場検証を多くの生徒が見ていたことが、以後の抑止力となった。

事例32 器物損壊（名前らしきものが書かれていたケース）

【事例の概要】

- 午前6時30分ごろ出勤した教員が、校門、玄関の扉、校舎の入口、給食庫の扉、部活動連絡黒板、部室の壁、校舎の壁の合計7箇所にスプレーで落書きされているのを発見した。
- 落書きには、3年男子生徒Aの名前らしきものがあった。

【指導の経過】

- ① 発見した教員が、学校長、教頭、生徒指導主事に連絡し、落書きされた箇所と内容を再度詳細に確認した。校内で、スプレー缶2本が発見された。
- ② 落書きされた箇所を写真撮影した後、出勤してきた教員で手分けしてブルーシートをかぶせ、登校する生徒に見えないようにした。また、それぞれの箇所には、2名ずつの教員を配置した。
- ③ 学校長、教頭、生徒指導主事で協議し、教育委員会に連絡するとともに、警察にも連絡をした。
- ④ 以上のことを発見から50分間で行い、落書きが生徒の目に触れることはなかった。また、警察へは現場検証を授業時間中に行ってもらうように要請した。
- ⑤ 3年担当教員が集まり、生徒A本人には現段階では何も伝えずに様子を見守ること、生徒Aの保護者には学級担任から連絡することを確認した。
- ⑥ 警察による現場検証後、落書きを消すために、専門の業者に連絡し、授業時間中に全ての箇所の落書きが消された。
- ⑦ 昼休みに、緊急の職員会議をもち、6時間目に全校集会を開くこと等、今後の対応について協議した。6時間目に全校集会を開き、学校長をはじめ生徒指導主事と各学年主任が話をして情報提供を求めた。
- ⑧ 後日、落書きをしたのが3年男子生徒3名であることが分かり、本人と保護者を学校に呼んで謝罪させ厳重に注意した。警察とも連携し、警察でも指導してもらうことができた。落書きを消した費用は、3名の保護者が弁償した。
- ⑨ 生徒Aの名前らしきものについては、漫画の主人公であり、生徒Aとは全く無関係であることが分かり、学年主任と学級担任が生徒A宅を家庭訪問して保護者に対して説明した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 落書きの一部に、特定の生徒の名前らしきものが書かれてあったので、生徒の目に触れないようにするため、全教職員で役割分担をして素早い対応をすることができた。
- ◎ 生徒Aへのいじめ等、様々な事態を想定して、全ての教職員が連絡を取り合いながら対応することができた。

事例33 器物損壊（自傷行為が複合していたケース）

【事例の概要】

- 3年女子生徒Aが、終わりの会終了後、学級担任の指導中に突然腹を立て、「もう、ええねん。」と叫びながら、教室内にあった花瓶を床に投げつけて割った。
- 生徒Aは、2年の時、喫煙、授業エスケープ、女子生徒同士のトラブルなどで幾度となく指導している生徒である。
- その後の指導の中で、学級担任が生徒Aの自傷行為の跡に気付いた。

【指導の経過】

- ① 生徒Aが花瓶を割った後、すぐに教室から別の部屋に連れて行き、3年学年主任、学級担任、3年生徒指導担当教員の3名が入室し、生徒Aを落ち着かせた。同時に、生徒指導主事が学校長に第一報を入れた。
- ② 生徒Aが落ち着きを取り戻した後、なぜ花瓶を投げつけたのかじっくりと話を聞いた。また、自傷行為に気付いた学級担任がそのことについても話をした。
- ③ 生徒Aが、自傷行為について語り始めた時点で、3年学年主任と3年生徒指導担当教員が部屋を出て、生徒指導主事と学級担任が話を聞くことにした。
- ④ 生徒Aは、家族の中での辛いことなど、普段の学校生活からは想像できない様子で、涙を流しながら語り始めた。また、やりきれない気持ちから花瓶を投げってしまったことも素直に反省した。自傷行為と花瓶を投げつけた行為が密接な関係にあることを確認することができた。
- ⑤ 3年学年主任と学級担任が家庭訪問し、母親に対して器物損壊について説明した後、家族関係の悩みについては、生徒Aが了解した範囲内で話をした。また、今後、生徒Aがスクールカウンセラーに相談することの了承を母親から得た。
- ⑥ 生徒指導主事は、養護教諭と連携することを確認する一方で、スクールカウンセラーとも連携し、カウンセリングを行う体制を整えた。
- ⑦ 生徒指導主事が、学校長に今後の指導方針を報告し了解を得た上で、スクールカウンセラーに同席を依頼して、3年学年会議を開き、今後の指導方針について意思統一した。
- ⑧ 生徒Aは、カウンセリングを受ける中で、次第に心を開くことができるようになり、精神的に安定するようになった。生徒Aは、苦しかった家族関係を自分から母親に話し、母親も生徒Aの気持ちをしっかりと受け止めた。その後、生徒Aの自傷行為は止まった。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 常日頃から生徒Aの言動に注視していた学級担任が、器物損壊を指導するだけでなく、じっくりと生徒Aの話に耳を傾けたことが解決への道を開いた。
- ◎ 生徒指導主事が養護教諭やスクールカウンセラーと素早く連携したこと、また、学級担任と母親の間に信頼関係のあったことが解決を早めた。

事例34 器物損壊（多くの生徒が関わっていたケース）

【事例の概要】

- 夕方、教員が校舎内を施錠して回っていたところ、普段使われていない教室の廊下側の鍵が開けられていた。中を見ると教室が荒らされ、物が壊されていた。
- 生徒は下校した後で、行為者も不明であったため、翌日に情報収集を行うことになった。

【指導の経過】

- ① 発見した教員が、管理職と生徒指導主事に報告し、各学年の学年主任を交えて、今後の対応について協議した。
- ② 翌日の朝の会で、生徒指導主事が全校一斉放送で事件について説明し、生徒の協力を求めること、その後、全ての学級で記入用紙を配布し、無記名で情報収集を行うことを確認した。
- ③ 情報収集の結果、3年の5名の生徒の名前が挙がり、すぐに5名を呼び、聞き取りをした。その中で、5名以外に2名の生徒も関わっていたことがわかり、合計7名の生徒から聞き取りをした。
- ④ 聞き取りの結果、7名の生徒が1週間にわたって合計4回、その教室へ侵入を繰り返していたことが分かった。そして、机を高く積み上げたり、マジックで落書きしたり、扇風機を壊したり、数学の教具を壊したりしたことを認めた。
- ⑤ 生徒指導主事、3年学年主任、3年担当教員で7名の生徒に対して指導し、学級担任が家庭連絡をして保護者に来校を求めた。
- ⑥ 来校した保護者に対して生徒指導主事が説明し、それぞれの保護者は学校長に対して謝罪した。
- ⑦ 保護者が帰宅した後、今後の対応を協議する中で、今回の生徒7名による侵入を多くの生徒が見ていたにもかかわらず、教員に話をした生徒がいなかったことや最近校内での器物損壊が増えていることを重く受け止め、全校集会と学活をもつことにした。
- ⑧ 翌日の1時間目、全校集会を開き、生徒指導主事と3名の学年主任が様々な角度から話をし、2時間目の学活で学級担任の話の後、感想文を書かせた。
- ⑨ 後日、全ての保護者に対して、子どもの規範意識を向上させるための協力依頼の文書を配布した。その文書には、生徒が書いた感想文を掲載した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 全ての教職員が、現在の学校の様子に危機感を抱いており、解決に向けた取組について共通理解し、迅速に対応することができた。
- ◎ 全ての教職員が、学校の問題点を共通認識し、全ての保護者に協力依頼したことが、以後の未然防止につながった。

事例35 器物損壊（生徒からの情報により判明したケース）

【事例の概要】

- 早朝、出勤した教員が、学校内がひどく荒らされているのを発見した。
- その内容は、「花を植えているプランター10個が全てひっくり返され割られていた。倉庫からブルーシートが持ち出され散乱していた。運動場のベンチ3個が違う場所に積まれていた。倉庫から机と椅子が持ち出され昇降口にバリケードのように山積みされていた。トレーニング用のタイヤが散乱していた。テニスコートのネットが燃やされていた。」というものである。

【指導の経過】

- ① 発見した教員から連絡を受けた生徒指導主事が、現状をそのままにしておくことと、登校した生徒を安全な場所で待機させるように指示し、学校長、教頭その他数名の教員に連絡した。
- ② その後、出勤した教員で手分けをして校舎内外の被害状況を詳細に確認し、被害の様子を写真撮影した。
- ③ 生徒指導主事が、警察に通報し被害届を提出した。警察の現場検証が終わるのを待って、教職員で片付けを始めた。登校した生徒も片付けを手伝ってくれた。
- ④ 1時間目に緊急の全校集会を開き、生徒指導主事から事実を伝えるとともに、3名の学年主任がそれぞれの思いを伝えた。その際、何か知っている生徒は教員に話をするように言い添えた。
- ⑤ 3時間目終了後、一人の生徒から学級担任に「3年男子生徒Aたちではないか。」との話があった。
- ⑥ 4時間目に生徒Aを呼んで、3年学年主任と学級担任が話を聞くと、生徒Aを含む本校3年男子生徒4名（A、B、C、D）と他校の生徒である女子生徒2名の合計6名の生徒の名前が挙がった。
- ⑦ 登校していた生徒Bに話を聞くと、自分たち6名の行為であることを認めた。登校していない生徒Cと生徒Dについては、3年学年主任、3年生徒指導担当教員、学級担任が手分けをして、複数で家庭訪問し学校に登校させた。生徒Cと生徒Dも自分たち6名の行為であることを認めた。
- ⑧ 本校生徒指導主事が、女子生徒の中学校の生徒指導主事に事実確認を要請した。
- ⑨ 放課後、本校男子生徒4名の保護者が来校し学校長に謝罪、その後生徒を連れて警察へ出向き謝罪した。翌日女子生徒の保護者も来校し謝罪した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 早朝ではあったが、管理職をはじめ多くの教員が、役割分担をしながら組織的に素早く対応することができた。
- ◎ 1時間目の全校集会で生徒の心情に訴えかける話をし、さらに各学級で学級担任から学級の実態に応じた話をしたのが、早期の情報提供につながった。

事例36 器物損壊（家庭や警察と効果的な連携をしたケース）

【事例の概要】

- 早朝出勤した教員が、投石によって、校舎2階にある特別教室のガラス4枚が割られているのを発見した。
- 発見した教員が、学校長、教頭、生徒指導主事に連絡した。

【指導の経過】

- ① 出勤した学校長、教頭、生徒指導主事が協議して、警察に被害届を提出した。警察が到着するまでの間、生徒指導主事が現場の様子を写真撮影した。
- ② 1時間目を全校集会にして、生徒にガラスが割られたことを説明し、情報提供を求めたが、生徒から確かな情報を得ることはできなかった。
- ③ 警察が学校周辺の住民に聞き取りをするということであったが、住宅の数が非常に多いこともあり、警察と連携して、学校の教員も住民に対する聞き取りに協力することにした。
- ④ 各学年の生徒指導担当教員が中心となり、地域を分担して、ガラスが割れる音や不審な人物を見かけなかったかどうかを、学校周辺の住民に聞いて回った。その結果を、生徒指導主事が警察に連絡をした。
- ⑤ その中で、3年男子生徒A宅を訪問した際、親子げんかをして生徒Aが家を飛び出し、翌日の明け方まで帰ってこなかったことが分かった。
- ⑥ 生徒Aの保護者が、生徒Aに対して、ガラスを割ったかどうかの確認をすることになった。
- ⑦ 翌朝、保護者が生徒Aを連れて来校し、生徒Aが、親子げんかをして家を飛び出した後、学校に隣接する道路から投石してガラスを割ったことを認めたので、家でも厳しく指導したと話をし、生徒Aと保護者は学校長に対して何度も謝罪した。
- ⑧ 生徒Aは、保護者や学校に対して正直に話をすることができ、深く反省していることから、学校は被害届を取り下げた。また、保護者がガラス代を支払った。
- ⑨ 以降も、生徒Aについては、保護者と絶えず連絡を取りながら対応し、生徒Aは、徐々にではあるが落ち着いた生活を送るようになった。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒Aは行動面において心配をしていた生徒であり、生徒Aの両親とは、普段から密接な連携をしていたことから、学校と大きな信頼関係が築かれており、解決につながった。
- ◎ 警察と連携しながら、学校としてできる範囲内で協力したことが、早期の解決につながった。
- ◎ 以後、学年の枠を超えて、生徒Aに関わる指導体制を作ることができた。

事例37 器物損壊（生徒と教員と一緒に修理したケース）

【事例の概要】

- 3時限目に体育の授業があり、着替えるために更衣室に入った生徒から、教科担任に対して、「男子更衣室の壁が壊されている。」と連絡があった。
- 調べてみると、男子更衣室の壁に合計8か所、穴が開けられていた。足で蹴って穴を開けた様子であった。

【指導の経過】

- ① 連絡を受けた生徒指導主事が、学校長に報告し、現場の様子を写真撮影した。
- ② その後、生徒指導主事、各学年の学年主任と生徒指導担当教員が集まって、今後の対応を協議した。
- ③ まず、1時間目に体育の授業があり、男子更衣室を使用した2年の男子生徒に対して話を聞くことにした。
- ④ 2年学年主任と学級担任が、当該学級の男子生徒を図書室に集めて話を聞いたところ、生徒Aと生徒Bが自分たちがやったと名乗り出た。
- ⑤ 2年学年主任、学級担任、2年生徒指導担当教員が、生徒Aと生徒Bに指導する中で、男子更衣室の壁を足で蹴って穴を開けたことを認めた。そして、翌日の放課後一緒に修理をすることを約束させた。その後、生徒Aと生徒Bを校長室に連れて行き、学校長に対して謝罪させた。
- ⑥ 放課後、両生徒の保護者が来校し、生徒指導主事、2年学年主任、学級担任が対応した。保護者に対しても、翌日一緒に修理をすることを伝え、修理に要した費用を保護者が負担することの了解を得た。
- ⑦ 翌日の職員朝礼で、全ての教職員に指導経過を伝え、修理にあたっては、学年を問わず、協力してもらうように要請した。
- ⑧ 翌日の放課後、2年学年主任と学級担任が、生徒Aと生徒Bを連れて近くのホームセンターへ行き、石膏ボードを購入した。学校に戻り、生徒Aと生徒B、そして7名の教員が一緒になって、壊された壁の修理を行った。修理する様子を見ていた他の2名の生徒が、「自分たちも手伝う。」と言って、自発的に手伝ってくれた。
- ⑨ 修理した後、2年学年主任と学級担任が、両生徒宅を家庭訪問し、一緒に修理したことを保護者に伝えた。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ ただ、壊した物を弁償させるだけではなく、生徒A、生徒Bと教員が一緒になって修理したことで、両生徒がより深く反省することができた。また、両生徒と教員との信頼関係の形成にも役立った。
- ◎ 他学年の教員も修理に参加し、器物損壊を、学校全体の問題として取り組むことができた。

事例38 器物損壊（生徒会による取組を推進したケース）

【事例の概要】

- 校舎3階の廊下に設置している掲示板（ベニヤ板にペンキを塗って生徒会が制作したもの）が壁からはがされ、板が割られるという器物損壊があった。
- また、その掲示板は、数日前にもマジックで落書きをされ、臨時に全校集会を開いて全校生徒に情報提供を求めたが、行為者不明のまま、生徒会役員がペンキを塗って修復したところであった。
- 最近、校内で、公共物にイタズラをされたり壊されたりすることが、頻繁に起こっていた。

【指導の経過】

- ① 校舎3階には3年の教室があり、普段は他学年の生徒が来ることがない。そこで、学校長、生徒指導主事、各学年の学年主任が対応を協議した結果、終わりの会の時に、3年生全員に記入用紙を配り、何か知っていることがないかを書かせることにした。
- ② そこから、同じ学級の3年男子生徒2名が壊したのではないかとの情報が複数寄せられた。
- ③ すぐに2名の男子生徒を呼び、別々の部屋に入れて、学級担任と3年生徒指導担当教員がペアになり、複数で2名の生徒から聞き取りを行った。
- ④ 両生徒とも初めは自分たちの行為であると認めなかったが、1名の生徒が「自分たちがやった。」と認めたことから、もう一方の生徒も認めた。また、以前の落書きについても自分たちの行為であることを認めた。
- ⑤ 2名の生徒を学校長のもとに連れて行き謝罪をさせ、学級担任が連絡をして、保護者に来校を求めた。来校した保護者は、学校長に謝罪し、前回の分を含めて、ベニヤ板とペンキの代金を弁償した。
- ⑥ 掲示板の修理は、2名の生徒と教員の手で行った。
- ⑦ 翌日、臨時の生徒指導部会を開催し、校内の公共物が頻繁に壊されることに関して、今後の対応を協議した。協議の結果、生徒会に呼びかけて、生徒自身によって、公共物を大切にす運動を始めることにした。
- ⑧ 生徒会担当教員に協力を依頼して、生徒会役員会を開催し、生徒集会での呼びかけや、ポスター作り、生徒による校内ゴミ拾い活動等が提案され、実施された。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 器物損壊事象を、全ての教職員が全校の問題として捉えたことが、生徒会を中心とした生徒自身による様々な活動の実現につながった。
- ◎ それぞれの活動に対して、その活動の目的等、全ての教職員が共通認識をもって指導したことが効果的であった。

事例39 器物損壊（多くの関係機関と連携したケース）

【事例の概要】

- 深夜、校内に侵入した何者かによって、校舎のガラスが割られるという器物損壊事象が連続して発生した。5日間で37枚のガラスが割られる被害であった。
- また、校区内の小学校や店舗のガラスが深夜に割られるという器物損壊事象も連続して発生した。3日間で26枚のガラスが割られる被害であった。

【指導の経過】

- ① 中学校は5日間とも警察に被害届を提出、生徒指導主事が窓口となり、今後の対応について相談し指導を受けた。
- ② 警察と連携を図り、午後11時までは本校の生徒指導部が中心になり警備体制を組み、午後11時以降は、警察が校内及び校外のパトロールを強化することとなった。また、校区内の商店街の人たちも、自主的にパトロールをすることになった。
- ③ しばらくの間、この様な対応を続けたにもかかわらず、また中学校のガラスが割られる器物損壊事象が発生したため、その日の夜、警察が校内で待機した結果、本校の3年男子生徒4名が校地内に侵入し、逮捕された。
- ④ 翌朝、新聞報道がなされたため、1時間目を臨時に全校集会にして、学校長と生徒指導主事が全校生徒に対して説明した。また夕方、臨時のPTA役員会を開いて、学校長と生徒指導主事が説明した。
- ⑤ 4名の生徒は、少年鑑別所で観護措置がとられた。学校長、生徒指導主事、学級担任、3年担当教員が、少年鑑別所に面会に行く一方で、生徒指導主事と3年生徒指導担当教員が家庭裁判所調査官との連携を図った。
- ⑥ それぞれの生徒の保護者とは生徒指導主事、3年学年主任、学級担任、3年生徒指導担当教員が家庭訪問をする等、絶えず連絡を取り合った。
- ⑦ 4名の生徒の審判には、学校から生徒指導主事、学級担任、3年生徒指導担当教員が出席し、審判の結果、4名の生徒は保護観察処分となった。
- ⑧ 審判の後、それぞれの生徒と保護者が来校し、学校長に対して謝罪し、今後の生活について話し合った。その後、生徒指導主事、3年学年主任、学級担任が同行し、ガラスを割った小学校と店舗へ謝罪に行った。
- ⑨ 生徒指導主事と3年生徒指導担当教員が中心となり、それぞれの生徒の保護者と連携し、指導を継続した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 今回のケースは、学校だけで対応できるものではなく、警察、教育委員会、少年鑑別所、家庭裁判所、保護観察所、地域等、多くの関係機関と緊密に連携しながら対応することができた。
- ◎ 4名の生徒が逮捕されるという事象であり、学校全体の問題であると捉え、少年鑑別所への面会等、校内で適切に役割分担をしながら対応した。

事例40 器物損壊（生徒が自分の非を認めないケース）

【事例の概要】

- 放課後、2年男子生徒が、2年の教室が入っている階にあるトイレの個室の扉がひどく壊されているのを発見し、学級担任に連絡した。
- 連絡を受けた学級担任が、学校長、生徒指導主事に連絡した。

【指導の経過】

- ① 生徒指導主事が教頭に連絡し、現場のトイレを確認、写真撮影し記録した。個室の外側から、強い力で何回か蹴って壊した様子であった。扉には大きな穴が開き、蝶つがいの部分も壊されていた。
- ② 生徒指導主事が各学年の学年主任と生徒指導担当教員を集めて、今後の対応を協議した。
- ③ 翌日の職員朝礼で、全ての教職員に報告し、各学級の朝の会において、学級担任がトイレの扉が壊されていたことを生徒に知らせ、公共物を大切にすることを指導することを確認した。
- ④ 翌日、各学級の朝の会で指導した後、2年男子生徒3名が職員室に来て、2年男子生徒Aが、そのトイレ内で扉を蹴っているのを見たと話した。
- ⑤ すぐに、生徒Aを呼んで、2年生徒指導担当教員が話を聞いたが、自分は絶対に壊していないと言い張るばかりであった。その後、学級担任や2年担当教員が入れ替わって確認をしたが、やはり壊したことを認めなかった。
- ⑥ 生徒Aは、これまでも自分の非を正直に認めないことが多かったが、生徒Aが所属する部活動の顧問に対しては、心を開いて話をすることがあった。そこで、部活動の顧問に事情を説明し、生徒Aから話を聞くことにした。一方で、1年担当教員が、朝からイライラした様子で、校舎の壁をたたいている生徒Aを見かけていたことが分かり、この情報をすぐに部活動顧問に伝えた。
- ⑦ 部活動顧問が話をすると、かなりの時間を要したが、生徒Aは、登校前に親子げんかをしており、そのためイライラしてトイレの扉を蹴って壊したことを認めた。また「悪いことをした。」と反省の言葉を口にするようになった。
- ⑧ 保護者に来校してもらい、生徒指導主事、学級担任、部活動顧問が事情を説明した。生徒Aと保護者が学校長に謝罪した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒Aは、これまでも自分の非を認めないことが多く、問題解決に至らなかったことが度々あった。そこで校内で生徒Aが心を許して話をすることができる人間関係づくりを目指した結果、部活動の顧問がその役割を担うことができた。
- ◎ 日頃から、校内で全ての情報を確実に共有することに努めている。今回は、生徒Aが朝からイライラしていたとの情報を他の学年の教員から得ることができ、そのことが解決の糸口になった。

事例41 未然防止（ストレス度チェックを活用したケース）

【事例の概要】

- 年に2回、全校生徒を対象に、アンケート形式の「心と体のストレス度チェック」を実施した。それは、その結果から、各生徒のストレス度とストレスに対する耐性を数値で知ることができるものである。
- 高いストレス度を示した生徒については、学級担任による面談を実施した。特に、ストレス度が高く、耐性も低い生徒については、本人や保護者の要望に応じてスクールカウンセラーとの面談を実施した。

【指導の経過】

- ① 年度当初、「心と体のストレス度チェック」の実施にあたり、その内容と事後指導について、全ての教員で共通理解を図った。
- ② 4月20日までに各学級でストレス度チェックを実施した。チェックする項目は、体の調子全般、食と排泄、睡眠、漠然とした不安と心配、家庭生活、学校生活、友人関係、生活全般の8項目である。
- ③ 結果をコンピュータに入力し、生徒ごとにストレス度を数値として表した。
- ④ 資料を個々の生徒に示すとともに、高い数値を示している生徒は、学級担任との面談を実施した。また、生徒本人の希望や必要に応じてスクールカウンセラーにつないだ。
- ⑤ ストレス度チェック実施後、「気になる生徒」の職員研修をもった。各学級担任の見解、学級担任以外の教員の見解をまとめた資料に加え、ストレス度チェックの結果も示し、特に高い数値を示している生徒については、普段の様子等について詳しく情報交換を行った。
- ⑥ 各学年の生徒指導担当が集まり、週に1回生徒指導部会をもった。さらに職員会議でも気になる生徒、学年の様子について報告を求め、気になる生徒について常に情報交換し、共通理解を図った。
- ⑦ 第2回目のストレス度チェックを、3年については11月、1年と2年については1月に実施した。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ ストレス度チェックの結果を、一部の教員だけではなく全ての教職員で共有したので、結果の数値と日頃の様子とを様々な視点から関連付けることができた。
- ◎ 1回の職員研修だけではなく、校内生徒指導部会を週に1回行うことで、気になる生徒を継続的に見守り、情報の共有を行うことができた。
- ◎ 面談の中で、ストレスに対する対処の方法についても指導することで、暴力行為の未然防止につながっている。
- ◎ 生徒の意向を確認しながら、保護者とも結果を共有し、家庭と連携しながら個々の生徒に対応している。

事例42 未然防止（教育相談により早期発見したケース）

【事例の概要】

- 学級担任による放課後の教育相談で、2年男子生徒Aが、これまで仲の良かった同じ学級の男子生徒Bと男子生徒Cのことをあまり話したがらないことに、学級担任が気付いた。
- 学級担任が生徒Aから詳しく話を聞くと、1か月程前から、生徒Bと生徒Cに嫌なあだ名をつけられ、たたかれたりしていたことが分かった。

【指導の経過】

- ① 学校が指導することと保護者に連絡することを生徒Aに確認した後、学級担任が学校長と生徒指導主事に報告した。報告を受けた学校長から、いじめであると認識し学校全体で対応するよう指示があった。2年学年主任と学級担任が生徒A宅を家庭訪問し、生徒Aの保護者に翌朝から指導を行うことを伝え、了承を得た。
- ② 翌日の1時間目に、生徒Bと生徒Cを呼び、それぞれ別々の部屋に入れ、2年担当教員が複数で事情を聞いた。
- ③ 生徒Bと生徒Cともに、あだ名をつけたり、生徒Aを数回たたいたことを認めたが、それがいじめであるという認識はなかった。
- ④ 生徒指導主事と人権教育担当教員が加わって、生徒Bと生徒Cに、生徒Aの気持ちを理解させながら、いじめであるとして厳しく指導した。その後、生徒Bと生徒Cは、生徒Aに対して謝罪した。
- ⑤ 放課後、生徒Bと生徒Cの保護者に来校してもらい、生徒指導主事と2年学年主任が同席し学級担任が事実内容を説明し、2年学年主任からは、いじめとして指導したことを話した。
- ⑥ 生徒Bとその保護者、生徒Cとその保護者が、生徒A宅を訪問し謝罪した。その際、あらかじめ学級担任が生徒Aの保護者に連絡し、住所を生徒Bと生徒Cの保護者に伝えることについての了承を得た。
- ⑦ 翌朝、生徒指導主事が全ての教職員に報告し、教育相談は生徒指導の大切な機能であること、いじめは絶対に許されないこと、再発防止に向けた取組を全校体制で推進することを確認した。
- ⑧ 2年では再発防止に向けて臨時の学年集会を開いた。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 教育相談で、学級担任が生徒Aがいじめられているのではないかと察知し、生徒Aに対して受容と共感の態度をもって、時間をかけてじっくりと話を聞いたことがいじめの早期発見につながった。
- ◎ 教育相談の内容を生徒指導主事と2年学年主任にすぐに報告し、当該学年を中心として学校全体で、適切に役割分担をしながら指導することができ、早期の解決につながった。

事例43 未然防止 (小さな取組を徹底して継続したケース)

【事例の概要】

- 数名の2年男子生徒が、1年のフロアや教室に入り込み、強引に教材を借りようとしたり、部活動の勧誘をしたり、悪ふざけをしたりして、自分たちの言うことをきかない1年の生徒に対して暴力を振るいかねない状況であった。また、放置しておけば、いじめに発展するおそれもあり、早急の対策が必要であった。
- また、1年の教室に入り込もうとする2年男子生徒を制止しようとした教員との間で、トラブルに発展することもあった。

【指導の経過】

- ① 毎週1回開いている校内生徒指導部会で、1年生徒指導担当教員が報告をし、今後の対応について協議した。協議の結果、学校全体で取り組むことを確認した。
- ② 緊急の職員会議を開き、生徒指導主事が全ての教職員に2年の現状を報告し、全校体制で取り組むことを確認した後、以下のことについて、全ての教職員に協力を要請して実行した。
- ③ 全校集会を開いて、各学年の教員が、思いやりの気持ちを持って、他人と接することができるように、生徒の心に訴えかける話をした。
- ④ 生徒会に働きかけて、昼食時に校内放送により、1週間にわたって、生徒自身による呼びかけを行った。
- ⑤ 授業をしていた教員は、授業が終わっても職員室に戻らず、次の時間のチャイムが鳴るまで、校舎内を巡回するようにした。
- ⑥ 昼休みは、各学年の担当教員で当番を組んで、ゴミ拾いをかねて校地内を巡回することにした。
- ⑦ 巡回中に、気になることがあった場合は、確実に当該学年の教員に情報を伝えるようにした。また、その情報は生徒指導主事が集約をして、翌日の職員朝礼において、全ての教職員に報告をした。
- ⑧ 1年の教室に出入りしていた数名の2年男子生徒に対しては、学級担任を中心に複数で家庭訪問をして、保護者に理解を求めた。
- ⑨ 以上の取組を継続するにつれて、生徒の学校生活が、徐々に落ちつきを取り戻してきた。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 学校の現状を把握するため、学年を超えた情報共有が大切であり、それらの情報をもとにして全ての教職員が同じ問題意識と危機意識をもち、全校体制で取り組むことができた。
- ◎ 予防的な指導は、継続することが一番大切なことである。そのため、全ての教職員が無理なく続けていくことのできる対策を講じることが重要である。

事例44 未然防止（積極的な生徒指導を推進したケース）

【事例の概要】

- 前ぶれもなく突然暴力を振るう生徒、感情を抑制することができず異常に興奮し暴力に及ぶ生徒、トラブルになったとき、暴力でしか解決しようとしめない生徒、自らの暴力行為について反省をせず他に責任転嫁する生徒等があり、対応に苦慮している。
- 暴力行為のない学校を目指して、全ての教職員が共通理解をしながら、次のような取組を進めた。

【指導の経過】

- ① 生徒のサインを見逃さないための取組を推進した。日頃から生徒をよく観察し、学校生活だけでなく家庭生活の様子も把握するために家庭訪問を重視し、保護者との信頼関係を築くように努めた。また、個々の生徒の情報を全ての教職員で共有することができる体制を整え、生徒指導主事がコーディネート役を担った。
- ② 規範意識や社会性を高めるための心の教育を重視した。人権教育や道徳教育などの研修を積極的に推進し、生徒の心に訴えかける授業の実践に努めた。また、社会体験、奉仕活動、集団活動等通して、生徒の規範意識や社会性を高めることに努めた。
- ③ 積極的な生徒指導の機能を生かした授業の創造に努めた。活発な校内授業研究を通して、分かる授業を展開するための指導方法の工夫・改善に努めた。その際、生徒が自己指導能力を身に付けることができるように、積極的な生徒指導の3機能を重視した授業の創造にも努めた。
- ④ 組織的な生徒指導を一層推進した。問題を一人の教員で抱え込むことなく、適切に役割分担しながら対応した。生徒と保護者が納得するまで、丁寧に指導することを心がけた。
- ⑤ 家庭や地域に情報を発信することによる開かれた学校づくりを推進した。生徒や学校の様子をできる限り家庭や地域に発信して、家庭や地域が学校教育に参画しやすい環境づくりに努めた。また、地域の行事等にも、教員が積極的に参加し、地域と学校の信頼関係の構築に努めた。
- ⑥ 積極的な関係機関との連携を進めた。問題が発生した時にスムーズに対応することができるように、日常的な関係機関との情報交換に努めた。また、小学校や高等学校とも積極的に情報交換を行い、校種を超えた継続的かつ一貫した指導が行われるように心がけた。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 指導基準については、全ての教職員による意思統一が不可欠であり、徹底した報告・連絡・相談を通して、次第に教職員間での温度差をなくすことができた。
- ◎ 地域との連携が深まったことが、生徒に大きな影響を与えた。
- ◎ 関係機関との連携については、何か起きた時にのみ連絡をとり合うのではなく、日常的に情報交換をすることが効果的である。

事例45 未然防止（校内生徒指導体制を再点検したケース）

【事例の概要】

- 暴力行為が多発する状況にはなかったが、教職員の危機意識が低く、指導にも温度差が見られ、そのことが生徒や保護者との信頼関係の構築を妨げていた。
- 管理職から指示を受けながら、生徒指導に関する基本方針の共通理解と組織的な指導体制の再構築を図った。

【指導の経過】

- ① 学校として、暴力行為を許さない毅然とした姿勢を示すことに努めた。その際、生徒指導主事や学年主任がリーダーシップをとることは必要だが、一部の教職員に任せるのではなく、全ての教職員で指導することを確認した。
- ② 全ての教職員が、あらゆる機会を通じて生徒と心の通った会話をすることを心がけ、生徒と教職員の信頼関係を構築した。
- ③ 遅刻・欠席・早退の増加、服装・頭髪違反、友人関係の変化、教員への反抗、成績の低下、忘れ物の増加、体調不良の訴え等、生徒の変化の早期発見に努めた。気付いた教員は情報を全ての教職員に報告し、情報共有を図った。
- ④ 挨拶の徹底、話をしっかり聞く、チャイム着席、真面目に係活動をする等の取組を重視し、基本的な生活習慣や学習習慣を定着させることで、落ち着いた学校生活を送らせた。
- ⑤ 全校集会、学年集会、道徳・学活の時間等を活用して、ルールやきまりを守ることの重要性を指導し、規範意識の向上を図りながら、校則を遵守させた。また、ルール違反にはペナルティが科せられ、自分の自由や権利が制限されることにつながることも併せて指導することを徹底した。
- ⑥ 生徒が暴力行為を起こす要因は、家庭環境・生育歴・発達上の課題など様々であるため、常に専門家と連携を密にすることが必要である。関係機関との密接な連携を進めた。
- ⑦ 学校通信・学年通信・学級通信の定期的な発行を通して、生徒の活動の様子等を積極的に発信するとともに、保護者が、学校の教育活動に直接参加することのできる機会を増やすことに力を入れた。また、地域の人材を学校に招いたり、生徒が地域へ出向いて活動する等、学校と地域が、双方向の交流をすることができるように年間計画を立てた。保護者や地域とのつながりを強化する目的で、全ての教職員が関わることにした。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒のもつ課題、課題の背景にある情報、問題行動に至る経緯等を共通理解するために、全ての教職員で詳細に情報共有できたことが、組織的な生徒指導体制の再構築の第一歩になった。
- ◎ 問題行動への対応には、指導内容と指導方針を意思統一し、適切に役割分担しながら指導することができるようになり、教職員間において行動の連携が進んだ。

事例46 未然防止（幼少時に虐待を受けた生徒のケース）

【事例の概要】

- 2年男子生徒Aは、幼少時に父親から虐待を受け、以来児童養護施設で生活していた。夏休みに、児童相談所と児童養護施設の職員が来校し、2学期から生徒Aを両親の元に返すため、本校に転入する予定であると話した。
- 2学期になり、生徒Aが転入したが、当初から遅刻することが多く、暴力的な問題行動や破壊的な問題行動はなかったものの、教員への暴言や学校内外での喫煙が見られた。次第に、深夜徘徊をしたり、転入前の中学校へ押しかけたり、卒業生ともつながり、一緒に遊ぶようになった。
- 生徒Aは、このままでは教員や生徒に対して暴力行為に及ぶおそれがあり、早急な対応が必要であった。

【指導の経過】

- ① 生徒Aは、転入前の中学校でも、問題行動を繰り返しており、指導が入らない状態であった。生徒Aは転入前の中学校の生徒とのつながりもあり、今後、両校の生徒指導主事が窓口になって、情報交換をし合って連携することを確認した。
- ② 同時に、生徒指導主事が窓口になり、児童相談所や警察との連携を進めた。
- ③ 学級担任だけではなく、2年担当教員が交代して、生徒A宅を家庭訪問し、保護者との人間関係の構築に努めた。保護者は当初、虐待の経緯があることから、生徒Aに対する指導に消極的であったが、学校や児童相談所と話し合いを続けるうちに、次第に生徒Aとの距離が近くなってきた。
- ④ 一方、校内においては、一人でも多くの教員が生徒Aと信頼関係を築くこと、また学習に対する興味・関心をもたせる指導に重点を置くことを、全ての教職員で共通認識し、2年担当教員が当番を組んで、1日の授業のうちの2時間を別室指導することにした。
- ⑤ また、生徒Aの生活面に関して、一度に多くの約束事をさせるのではなく、できることから一つずつ約束をさせることにした。このことについては、他の生徒への影響を考慮して、決して生徒Aを特別扱いしているのではないことを、全ての教職員間で共通理解した。
- ⑥ このような指導を続けるうちに、全てが改善されたわけではなかったが、生徒Aは徐々に本校の生活に慣れ、暴力行為を起こすことはなかった。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒Aの指導に関して、本校へ転入してからも、前の中学校から全面的な協力を得ることができ、大変効果的であった。また、生徒Aに対して、両校が連絡をとり合いながら、同じ方向でぶれない毅然とした指導にあたることができたことも効果的であった。
- ◎ 警察署生活安全課や児童相談所とも連絡を密に取り合い、常に生徒Aの現状を報告し、助言を求めるよう努めた。

事例47 未然防止 (コミュニケーション能力を高めたケース)

【事例の概要】

- 生徒が暴力行為に至る原因としては、規範意識や倫理観の低下、耐性の低下、人間関係の希薄化、自分の感情をうまくコントロールできないこと、コミュニケーション能力の低下等が挙げられる。
- 生徒間で、人間関係上のトラブルがあった時、言葉でうまく解決することができないために、暴力行為に及ぶことは少なくない。そこで、生徒のコミュニケーション能力を高めることを重点目標とし、次の取組を進めた。

【指導の経過】

- ① 全ての教職員が、日々の生徒の様子を観察し、一人一人の生徒のコミュニケーション能力について情報収集し、学年会議や職員会議を通じて全ての教職員で情報共有をした。
- ② 全ての学級において、朝の会での生徒による1分間スピーチを実施した。毎朝、5名の生徒が教室の前に立って自分の考えを述べた。
- ③ 学期に1回、学級ごとに討論会を実施した。司会、記録、タイムキーパーを生徒から選出し、テーマも学級毎に決定した。
- ④ 全ての教職員の意思統一のもと、全ての教科を通じて、生徒が自分の意見を発表する活動、自分の考えを文章にする活動、学級単位あるいは班単位で話し合う活動等をできるだけ増やすように努めた。
- ⑤ 特に、学級内での係や行事に関わる役割分担等をする時は、生徒同士の話し合いによって決めることを原則とした。その際、決してわがままを通すのではなく、他の生徒の反応などを考慮しながら話し合いを進める姿勢をもつこと、そして、結果が不本意なものになっても受け入れることについて、教員が適切な指導と援助を与えるように共通理解を図った。
- ⑥ 構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニングの手法を活用して、生徒のコミュニケーション能力を高めることに努めた。特に、年度初めや学期初めに構成的グループエンカウンター等を導入することで、生徒相互だけでなく担任との人間関係づくりにも効果があった。
- ⑦ 生徒のコミュニケーション能力を高めるための取組を、積極的に家庭に発信し、家庭生活においても協力を求めた。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒のコミュニケーション能力を高めることによって、トラブルになった時、相手の立場を考えながら言葉で解決する能力を生徒が身に付け、暴力行為を減少させるという目的を、全ての教職員が共通理解することができ、学校をあげて実践することができた。
- ◎ 学校の方針を家庭にも理解してもらうことで、家庭と学校が同じ歩調で、生徒に指導することができた。

事例48 未然防止 (生徒や保護者と信頼関係を深めたケース)

【事例の概要】

- 教職員の大幅な入れ替わりや様々な課題をもつ生徒の入学により、生徒指導上、非常に困難な状況が続いていた。
- 教員と生徒、保護者とのコミュニケーションがうまくとれず、荒々しく刺々しい言葉が飛び交い、暴力行為が多発していた。また、信頼関係の欠如から、問題行動を指導しようとする教員に対して、生徒から「偉そうに言うな。何も知らんくせに。」といった言葉がよく聞かれた。

【指導の経過】

- ① まず、学校の困難な状況を職員会議や職員研修を通して、全ての教職員間で共通認識することから始め、全ての教職員が同じ目的をもち、同じ取組をし、そして結果を共有するとの共通理解を図った。それまでの馴れ合いの雰囲気を払拭し、教員間で厳しく指摘し合うことも大に行った。
- ② これまで大切にしてきた家庭訪問の在り方を再度見直し、明確な目的意識をもって訪問し、生徒や保護者の声にしっかりと耳を傾け、その後、全ての教職員間で情報を共有することを確認した。
- ③ 特に、問題行動を繰り返す生徒やその保護者に対しては、「子どもや親と向き合う教師」をスローガンにし、学級担任だけではなく一人でも多くの教員が徹底的に関わり、信頼関係を築くことに努めた。
- ④ 頭ごなしに叱責する指導を改め、深い生徒理解、保護者理解に基づき、問題行動の背景にも目を向けながら、一つ一つ丁寧に指導することを続けた。
- ⑤ 校内での報告・連絡・相談を徹底して行った。
- ⑥ これらの取組や関わりを続けるうちに、「偉そうに言うな。何も知らんくせに。」という言葉が耳にすることが少なくなり、荒々しく刺々しかった言葉も次第に柔らかくなっていった。信頼関係が形成されるにつれて、生徒が教員に対して様々な悩みや思いを訴えてくるようになり、生徒による暴力行為や保護者からの学校批判も少なくなった。
- ⑦ 生徒理解や保護者理解が深まるに従って、余裕をもって生徒や保護者と対応することができるようになった。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 全ての教職員が、共通した危機意識をもち、共通理解された指導方針をもって全ての生徒に対応することができた。
- ◎ 時には厳しく相互に指摘し合いながらも、互いの努力に敬意を払い、責任を一人の教員に押しつけることをしなかったことが、教職員の気持ちを一つにした。
- ◎ どの生徒や保護者に対しても、教員が常に受容的な態度あるいは共感的な態度をもって接することを心がけ、それが信頼関係の形成につながった。

事例49 未然防止（学校行事を多く取り入れたケース）

【事例の概要】

- 生徒による暴力的な問題行動や破壊的な問題行動が多発し、その対応に追われていたが、様々な関係機関と連携しながら、実施する目的を明確にした学校行事を多く取り入れ、徐々に学校が落ち着きを取り戻した。

【指導の経過】

- ① 校則を考える学年集会を開催した。生徒と教員が校則について共通理解することを目的として、4月早々に学年毎に学年集会を開催し、校則の一つ一つに関してその必要性を生徒に説明した。
- ② 制服着こなしセミナーを開催した。正しく自己表現ができるようになることを目的に開催し、本校生徒として誇りをもち、立派に制服を着ることができ、やがて社会人になる中学生として、TPOに応じた着こなしのマナーを理解させた。開催にあたっては、学生服メーカーの協力を得た。
- ③ 自転車安全教室を開催した。交通ルールとマナーの大切さを考え、自転車を安全に運転する意識を高めることを目的として、自転車通学生だけではなく全校生徒を対象にして開催した。
- ④ 携帯電話安全教室を開催した。携帯電話を使う上でのルールやマナー、あるいは携帯電話の危険性を理解させるために、全校生徒を対象にして開催した。携帯電話会社の協力を得て、携帯電話会社の社員が来校し、最新の事例を紹介しながら生徒に説明した。
- ⑤ 喫煙防止教室を開催した。喫煙防止を目的として、全校生徒を対象にして開催した。養護教諭がスライドを使用して、学年ごとに説明した。
- ⑥ 薬物乱用防止教室を開催した。薬物乱用の防止を目的として、警察署の生活安全課及び少年サポートセンターの協力を得て、3年を対象にして開催した。
- ⑦ 朝の読書タイムを実施した。生徒の心を落ち着けることを目的として、毎朝、15分間の読書タイムを実施した。学校中に静寂な時間が流れ、落ち着いた雰囲気でのスタートが切れた。
- ⑧ 挨拶運動を兼ねた登下校指導を実施した。挨拶運動と生徒の様子を見ることを目的として、学校近隣の4カ所で、毎日登下校指導を実施した。この登下校指導には、PTAの協力を得ることができた。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 実施前に、あらかじめ開催する目的と指導する内容を教職員間で意思統一し、実施後は、指導基準を全ての教職員で徹底し、全ての教職員で毅然とした指導ができるようにした。
- ◎ 学校行事には保護者へも参加を呼びかけ、保護者に学校の指導方針を説明し、理解してもらったことが、学校と家庭が同じ基準で生徒を指導する上で、大変効果的であった。

事例50 未然防止 (生徒に目標をもたせる取組をしたケース)

【事例の概要】

- 2年女子生徒Aは、1年2学期から遅刻が増え、生活が乱れ始めた。金髪、ピアス、化粧、カラーコンタクト等をし、年上の少年と付き合うようになった。
- 生徒Aは次第にイライラすることが多くなり、指導する教員に対して暴言を吐き、暴れるようになった。
- 母親は、生徒Aの兄への子育てを失敗した（口やかましく育て過ぎた）と思い込んでおり、そのため生徒Aには何も言わず、生徒Aの言いなりになっていた。また、父親は全く子どもの教育に関心のない様子であった。

【指導の経過】

- ① 生徒Aの生活が乱れ始めた1年の2学期以降、生徒指導主事、1年学年主任、学級担任等が家庭訪問を繰り返すが、母親は学校の指導方針を受け入れるどころか、逆に学校の指導への不満を口にするばかりであった。
- ② 2年1学期には、年上の少年と付き合うようになり、少年の家に泊まって帰宅しないこともあった。母親は、生徒Aから言われるがままに、少年宅への送り迎えをしている状況にあった。
- ③ 生徒指導主事、2年学年主任、学級担任が警察に相談をしていた矢先に、生徒Aが単車の窃盗で補導され、児童相談所に通告された。母親が児童相談所に協力しないため、母親の了解を得て、生徒指導主事と学級担任が生徒Aを児童相談所へ連れて行くことにした。
- ④ 児童相談所とは、まず生徒Aにとって無理のない基本的なルールを守らせることで、徐々に成長を促すことを確認し、面談を通じて生徒Aが自ら約束することを尊重し、それを段階的に高めていくことにした。
- ⑤ 校内においては、生徒Aに将来の目標をもたせようと、生徒Aを含む数名の生徒を対象にして、放課後、30分の補習授業を毎日実施した。教材作りや補習授業での指導は、全ての2年担当教員が手分けをして行った。
- ⑥ 生徒Aは、児童相談所との約束を守るように心がけ、補習授業にもほぼ毎日参加した。生徒Aは、目標とする高等学校を見つけることができ、次第に落ち着きを見せ始めた。以後、暴言を吐いたり暴れ出すことはなくなった。
- ⑦ 生徒Aの変化を見た母親は、少しずつではあるが学校の指導に理解を示し、信頼を寄せるようになった。

【組織的な対応のためのポイント】

- ◎ 生徒Aについて、以前から警察や児童相談所と細かく連携をしていたことで、通告後も児童相談所と同じ歩調で対応することができ、大変効果的であった。
- ◎ 全ての2年担当教員が手分けして取り組んだ補習授業が、生徒Aに分かる喜びと将来への目標を与え、落ち着いた生活につながった。

【V 参考資料1】

組織的に対応するためのチェックリスト

1 初期対応について

- 複数の教員で現場へ駆けつけたか。
- 速やかに現場を沈静化することができたか。
- 速やかに他の生徒の安全確保をすることができたか。
- 正確に現場の状況を把握することができたか。
- 生徒がけがをしている場合、養護教諭との連携等、応急処置を適切にできたか。
- 生徒がけがをしている場合、保護者に連絡をしたか。
- 管理職、生徒指導主事、学年主任、学級担任等に素早く連絡することができたか。
- 情報共有後、速やかに役割分担をして指導体制を確立することができたか。
- 指導にあたる教員間で、指導方針についての協議を十分に行ったか。
- 保護者へ連絡する必要がある場合、適切に対応することができたか。
- 関係機関と連携する必要がある場合、適切に連携したか。

2 指導時について

- 関係する生徒を別々の部屋に入れて、話を聞いたか。
- 一人の生徒に複数の教員で話を聞いたか。
- 全ての生徒の話が一致するまで、時間をかけて話を聞いたか。
- 暴力行為に至った背景まで掘り下げて、話をすることができたか。
- 暴力に及んだことを心から反省し、謝罪させることができたか。
- 「暴力は決して許されるものではない。」ということ、生徒に理解させたか。
- 適切に報告・連絡・相談をしながら、指導を進めることができたか。
- 保護者に、電話ではなく面会をして事実を説明したか。
- 学校の指導に対して、十分に保護者の理解が得られたか。
- 「暴力は決して許されるものではない。」ということ、保護者と共有できたか。
- 指導中に指導した場合、授業を受けている他の生徒への配慮は十分であったか。
- 被害者へのケアを十分に行ったか。
- 客観的で詳細な記録がとれているか。

3 再発防止について

- 今回の暴力行為が発生した原因を検証したか。
- 今回の指導に関する検証を行ったか。
- 全ての教職員間で情報を共有したか。
- 学級指導、学年指導、全校指導の必要がある場合、適切に対応したか。
- 当該生徒及び保護者への指導を継続しているか。
- 当該生徒及び保護者とより深い信頼関係を構築することができたか。
- 関係機関と継続して連携しているか。
- 今後の指導方針について、全ての教職員間で意思統一することができたか。

【V 参考資料2】

確かな「報・連・相」のために — 確認票の活用

- ★ 組織として、的確な判断をするためには、正確な情報が必要です。
- ★ 正確な情報に基づいた記録を残さなければなりません。

「報・連・相」する時の留意点

- ① 私見や憶測を交えずに、事実を確実に伝える。
- ② 5W1Hを意識して、正確に伝える。
- ③ 自分の対応策を用意しておく。

次の「報・連・相」確認票は、校内で、「報・連・相」を確実にするためのものです。学校の実情に合わせて活用してください。

校内「報・連・相」確認票

件名		記入者 ()		
()月()日 曜日()		「報・連・相」の必要な人		チェック
いつ		校長		
どこで		教頭		
だれが		生徒指導主事		
なにを		学年主任		
どのように		先生		
なぜ		先生		
《備考》				

校内「報・連・相」確認票

【記入例】

件名 AさんとBさんのけんかの件		記入者 (▲▲)		
(11)月(1)日 曜日(月)		「報・連・相」の必要な人		チェック
いつ	11/1 午後4:00	校長		
どこで	学校(来校)	教頭		
だれが	3の1 Aさんの母親	生徒指導主事		
なにを	けんかの指導内容	学年主任	○	済
どのように	△△先生と▲▲が対応	△△先生	○	済
なぜ	▲▲が来校を求めた	先生		
《備考》 ・管理職と生徒指導主事には、学年主任から連絡する。				

中学校における暴力行為事象への指導事例集

～ 組織的な対応をするために ～

次の者が編集委員を担当した。

井上 直規	香芝市立香芝東中学校	生徒指導主事
紙岡 秀樹	吉野町立吉野中学校	生徒指導主事
川口 次郎	大和郡山市立郡山東中学校	生徒指導主事
坂口 宏仁	御所市立御所中学校	生徒指導主事
中井 義勝	大和高田市立片塩中学校	生徒指導主事
村田 貴	広陵町立真美ヶ丘中学校	生徒指導主事
吉川 守	奈良市立三笠中学校	生徒指導主事
吉田 央	奈良市立都南中学校	生徒指導主事

(五十音順：敬称略)

県教育委員会事務局においては、次の者が担当した。

沼田 守弘	生徒指導支援室	室長	
西上 英雄	生徒指導支援室	室長補佐	
君塚 英司	生徒指導支援室	生徒指導第二係	係長
高木 一矢	生徒指導支援室	生徒指導第二係	指導主事
佐藤 政幸	生徒指導支援室	生徒指導第二係	指導主事

《所属は、平成24年10月現在》

中学校における暴力行為事象への指導事例集
～ 組織的な対応をするために ～

平成24年10月

奈良県教育委員会事務局生徒指導支援室

〒630-8502

奈良県奈良市登大路町30番地

Tel 0742 (27) 5435

Fax 0742 (27) 1021